



は じ め に

日本が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは、我が国の国益の確保にとって不可欠です。

国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」実施元年にあたる一昨年、日本は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標」(SDGs)推進本部を立ち上げ、2030年までに極度の貧困を撲滅することを含め、「誰一人取り残さない」との誓いの下、率先してこの目標達成に取り組んでいます。

同時に、日本の知見や技術を用いた「質の高いインフラ」整備などを通じて、開発途上国の「質の高い成長」の実現に向けた協力を行い、開発途上国の成長と共に日本の経済成長や地域活性化にもつなげていくような、双方が発展できる協力を進めていくことも重要です。また、多額の民間資金が開発途上国に流れ、民間企業や地方自治体、大学、NGO等の様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発課題の解決や持続的成長に重要な役割を果たす中、我が国はこうした様々な主体との連携を強化しながら、開発課題に対処していかなくてはなりません。

政府開発援助(ODA)は、日本が国際社会において責任を果たすとともに、日本の国益を増進する上で重要な手段であり、これを進化させていかなければなりません。

一方で、日本国内では様々な課題が山積している上、日本の財政状況も厳しい現実がある中、ODAに対する大変厳しい声もあります。外務省には、国民の皆様に対し、ODAの取組や意義、成果を丁寧に説明し、皆様の御理解・御支援を頂きながら、ODAを一層戦略的・効果的に活用していく責任があります。

より効果的・効率的なODAを行うため、外務省では、客観的・中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施しています。加えて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(いわゆる「政策評価法」)に基づいて、経済協力に係る施策について政策評価を実施しています。

開発協力を取り巻く情勢が変化する中、外務省は、国民の皆様により広く開発協力を理解していただくため、分かりやすいODA評価の実施を心がけています。そして、これらの活動を御紹介するべく、政府全体のODA評価活動を概観する年次報告書を毎年発行しています。

この報告書を通じ、読者の皆様が日本の開発協力とその評価に対する理解を一層深めていただくことになれば幸いです。

2018年1月

官房長 下川 眞樹太

〈表紙写真説明〉

写真提供/JICA

「プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」より



看護師家庭訪問による小児の成長・発達のチェック(パラグアイ)

パラグアイは、2009年時点で5歳未満児と妊産婦死亡率が南米の中で最も高く、地域での保健医療サービス体制の強化が喫緊の課題となっています。技術協力プロジェクト「プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」では、過去の協力で設立された国立看護・助産継続教育センターや、継続教育研修指導者と連携しながら、カguas県第5衛生行政区において、保健医療サービス改善の中心となる「家族保健ユニット(医師、看護師、助産師、保健推進員)」の能力強化を支援しています。

ODA 評価年次報告書 2017

はじめに

表紙写真説明

第1章 ODA 評価の概観

1.1 国際社会における ODA 評価の動向と日本の貢献	2
1.2 日本における ODA 評価の動向	4
コラム	
◆ODA 評価ワークショップと APEA 会合の相乗効果.....	5
1.3 日本の ODA 評価の取組	6

第2章 評価結果（2016 年度）の概要

2.1 2016 年度 ODA 評価の概要	10
2.2 外務省による評価.....	12
2.3 各省庁による評価.....	27
2.4 国際協力機構（JICA）による事業評価.....	38
2.5 被援助国政府・機関等による評価.....	40
コラム	
◆ウルグアイの林業分野における ODA 評価	41

第3章 第三者評価結果（2015 年度）のフォローアップ

3.1 国別評価.....	44
3.2 重点課題別評価.....	49
3.3 スキーム別評価.....	53
3.4 その他の評価.....	54

参考資料

ODA 評価実績一覧 外務省 (2004 ～ 2016 年度)	58
ODA 評価年表	63
略語表.....	64
関連ウェブサイト・資料.....	65

第1章

ODA評価の概観

1.1	国際社会におけるODA評価の動向と日本の貢献……………	2
	●これまでの経緯	
	開発効果向上に向けた動き	
	●OECD-DAC開発評価ネットワーク（EvalNet）の活動	
	●最近の動向	
	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択	
	国際機関評価ネットワーク（MOPAN）への参加	
	●日本の貢献	
	ODA評価ワークショップの開催	
1.2	日本におけるODA評価の動向……………	4
	●ODA評価の始まり	
	●ODA評価の充実	
	●ODA評価とPDCAサイクル	
	●ODAのあり方に関する検討	
	●開発協力大綱	
	コラム	
	◆ODA評価ワークショップとAPEA会合の相乗効果……………	5
1.3	日本のODA評価の取組……………	6
	●ODA評価の目的	
	●ODA評価の実施体制	
	●評価対象による分類	
	●多様な評価者	
	●ODA評価の基準と提言	
	●評価結果の活用	
	●評価結果の広報	

これまでの経緯

元々、政府開発援助（ODA）評価は各国の行政活動の中で個々に行われていました。1970年代になると経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）や様々な国際会議などにおいてODA評価の重要性に関する認識が高まり、評価に関する国際的な議論が本格的に始まりました。90年代以降、国際社会の開発援助活動が個々のプロジェクトから、プログラム・レベル（共通の目的を持つ複数のプロジェクトの集合体など）へと移行していったことに伴い、評価の対象も個々のプロジェクトから、分野（セクター）における開発援助活動へとその対象を広げていきました。加えて、2001年に国連で採択された「ミレニアム開発目標(MDGs)」が、マクロ・レベルの指標を設定したこともあり、開発援助とそれに伴う評価の視点は個々のプロジェクトから、対象国における特定の問題や必要性に応えるものへ、更には他のドナーとの連携や開発途上国側の援助受入れ手続との整合性を意識したものへと発展していきました。

■開発効果向上に向けた動き

国際社会の開発目標を達成するため、開発協力の効果の向上のための取組が「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」において進められています。GPEDCでは、2011年の第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムで合意されたコミットメント（「主体性の尊重」「成果重視」「幅広いパートナーシップ」「援助の透明性と相互説明責任」等）に関し、開発協力のプロバイダー（国・機関・財団等）及び被援助国の進捗を、10のモニタリング指標（①途上国の優先課題と整合した成果重視の開発協力、②市民社会（CSO）の開発への参画と貢献を最大化する環境整備、③民間セクターの開発への参画と貢献、④援助の透明性、⑤援助の予測性、⑥援助のオンバジェット化（予算決算書へ計上され、議会の精査を得る）、⑦相互説明責任、⑧ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、⑨途上国のカントリーシステムの強化と活用、⑩アンタイド化）に基づいて測っています。

日本は、これらのコミットメントの実現のため様々な支援を行っていますが、評価の観点からは、援助効果向上のためには、被援助国自身の評価能力の向上が重要であると考え、これに向けた支援を行っています（詳細後述）。

OECD-DAC開発評価ネットワーク（EvalNet）の活動

OECD-DACの下部組織の一つである開発評価ネットワーク（EvalNet）は1981年に設置され、現在、日本を含む46のドナー

国・機関が参加しています。

EvalNetでは、毎年約2回の定期会合を開催し、メンバー国・機関の評価制度や評価結果等に関する情報共有を行うとともに、より良い評価の方法について議論しながら、各国の評価への取組を促進し、開発援助の効果の向上を図っています。日本は、同会合に参加し、評価に関わる取組について情報共有を行うとともに、被援助国の評価能力向上の観点から、EvalNet内に設置された被援助国の評価能力向上タスクチームに参加しています。また2017年2月からは、ODA評価室長がEvalNetの副議長に選出されています。

最近の動向

■「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択

2015年9月の国連サミットにおいて、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。これは、MDGsで残された課題(教育、母子保健等)と、MDGs策定後この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するべく策定された新たな国際目標で、期間は2016年から2030年までです。2030アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットから成るSDGsを掲げています。同アジェンダの最大の特徴は途上国だけでなく先進国を含む全ての国に適用されるユニバーサルなものであるという点で、取組の過程で地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」が誓われています。

2030アジェンダではフォローアップ・レビューも重視されており、詳細な記載がなされています。特徴的なのは「各国政府がフォローアップの第一義的な責任を有する」とされている点です。これは、持続可能な開発の達成のためには国家のオーナーシップが重要であるとの認識の下、各国の能力、開発レベルを考慮しつつ各国が自主的に進捗状況のフォローアップを行うものです。他方で、途上国がフォローアップを行っていくためには、統計・データシステム及び評価能力の向上が必要なことから、各国・国際機関は必要な支援を行っていくことになっています。フォローアップに当たっては、グローバル・レベルの指標を設定し、各国はこの指標及び国ごとに策定される指標に基づいてフォローアップを行うこととなっています。また進捗状況については、国連経済社会理事会等が主催する「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」において定期的にレビューが行われることとされています。

日本は、2016年5月、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置、同年12月にSDGs実施指針を策定しました。また、我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs推進円卓会議を、SDGs推進本部の下に設置しています。日本は、国際社会と共に、今後のアジェンダの実施およびフォローアップ・レビューに最大限努力していきます。

■国際機関評価ネットワーク（MOPAN）への参加

日本は、国際機関の効率性・有効性に関して参加国が合同アセスメントを行うことを目的として設立された国際機関評価ネットワーク（MOPAN）に、2014年後半から参加しています（2017年現在は日本を含む17か国が参加）。

MOPANでは、アセスメント対象となる国際機関の運営・管理・成果について調査の上、アセスメント結果を公表しており、今後、アセスメント結果の活用が期待されています。

日本の貢献

途上国のオーナーシップの向上や開発の効率化のためには途上国の評価能力の向上が重要であることから、日本は途上国の評価能力の向上のために様々な支援を行っています。具体的には、ODA評価ワークショップの開催や被援助国政府・機関等による評価（詳細：第2章40ページ）などを実施しています。

また、国際協力機構（JICA）でも、これまで協力相手国実施機関向けのセミナーを開催したほか、ネパールにおいてモニタリング評価システム強化に関する技術協力を実施しました。

■ODA評価ワークショップの開催

外務省は、2001年から、アジア・大洋州諸国の政府関係者や専門家を招待して、「ODA評価ワークショップ」を開催しています。

ODA評価ワークショップの目的は、①ODA評価の手法や課題について、アジア・大洋州地域における理解を増進し、特に途上国の評価能力を向上させること、②途上国関係者自身のODA評価能力の向上を通じて、ドナー国側の援助効率化だけでなく、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目指すことです。

過去14回のワークショップでは、各国における評価能力向上の具体的取組や、途上国とドナー国によるODAの合同評価

などについて、情報共有と意見交換が行われてきました。

※5ページのコラムもご参照下さい。

	会期	開催地
第1回	2001年11月7-8日	日本（東京）
第2回	2002年11月13-14日	日本（東京）
第3回	2003年11月12-13日	日本（東京）
第4回	2005年1月17-21日	タイ（バンコク）
第5回	2006年1月26-27日	日本（東京）
第6回	2006年10月18-20日	フィリピン（マニラ）
第7回	2007年11月28-29日	マレーシア（クアラルンプール）
第8回	2009年3月3-4日	シンガポール
第9回	2010年2月18日	日本（東京）
第10回	2011年2月24-25日	ベトナム（ハノイ）
第11回	2012年11月26-27日	フィリピン（マニラ）
第12回	2014年12月2-3日	マレーシア（クアラルンプール）
第13回	2015年12月9-10日	日本（東京）
第14回	2016年10月23日	ベトナム（ハノイ）

ODA評価の始まり

日本におけるODA評価は、1975年に当時の海外経済協力基金（OECF）が個別プロジェクトの事後評価を実施したことに始まります。その背景には、1970年頃にOECD-DACにおいて開発援助の評価の必要性が議論され始めたことなどがありました。その後、1981年に外務省が、翌年には国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構（JICA））が、それぞれの開発援助についての事後評価を開始しました。こうした当時のODA評価の主な目的は、個別プロジェクトを適正に管理して、日本のODAを一層効果的なものにするにありました。

1980年代以降、日本のODAが拡大してODAに対する国民の関心も高まると、ODA評価はODAに関する政府の説明責任を果たす手段としても注目を集めるようになりました。そこで外務省では、ODAの管理改善に加えて、国民への説明責任を果たすことをODA評価の主な目的として位置付けるようになり、評価結果の積極的な広報にも取り組み始めました。

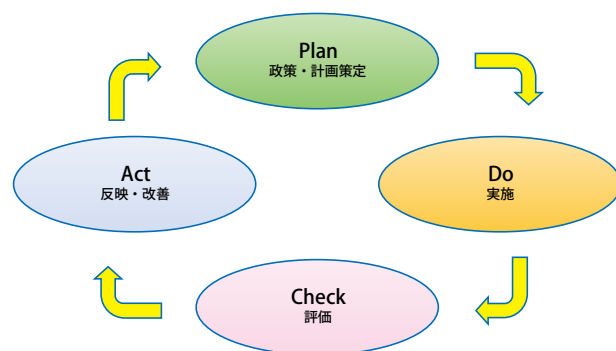
ODA評価の充実

ODA評価の目的が拡大し、機能が強化されるようになると、事前から事後に至るまで評価を実施すべきという要請が有識者などから行われるようになりました。これは、事後にODAの成果を検証するだけでなく、事前や中間段階においても評価を実施し、計画策定から実施、成果の発現に至るまで一貫して管理する方が効果的であるとの考えに基づくものです。こうした流れを受け、2003年8月に改定されたODA大綱では「評価の充実」が明記されました。そこでは、事前から中間、事後と一貫した評価や、政策、プログラム、プロジェクトまでを対象とした評価の実施、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断するべく専門的知識を有する第三者による評価を充実させることが挙げられました。また、2002年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）（詳細：第2章23ページ）が施行されたことを受け、行政機関自身による評価も明記されました。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させること（フィードバック）が明記されました。

ODA評価とPDCAサイクル

2005年に閣議決定された「骨太の方針2005」では、「ODAプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ODA政策の企画・立案に反映させるサイクル（PDCAサイクル）を確立させる」ことが盛り込まれました。これを受けて、外務省は「チェック体制の拡充」を掲げ、PDCAサイクルの確立のためODA評価体制の充実と政策への反映を図ることとしました（下図参照）。

PDCAサイクル（図1）



これにより、PDCAサイクルにおける評価の位置づけを明確化し、評価結果をODA政策の策定及び実施にフィードバックする体制を強化し、評価結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させていくようになりました。

ODAのあり方に関する検討

2010年6月に外務省は「ODAのあり方に関する検討」を行い、その結果、ODA評価については、ODA評価体制の強化のための評価部門の独立性強化と外部人材の登用、過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組みづくり、評価の「見える化」の推進による情報開示を行うこととなりました。

このため、2011年からODA評価部門の責任者に外部の評価専門家を登用するとともに、それまでODA政策を担う国際協力局に属していたODA評価部門を分離して、大臣官房にODA評価室を設置するなど独立性の強化を図りました。また、日本の外交政策や開発協力の重点分野に応じた評価案件の選定や、評価結果のODA政策へのフィードバックの徹底を行っています。

評価の「見える化」の推進のためには、レーティング（詳細：第1章8ページ）を2011年から導入しました。このように、

ODA評価の重要性が増す過程で、評価の目的や対象の拡大、実施者の多様化、独立性の強化、フィードバック機能の強化などが進んでいます。

開発協力大綱

2015年2月、開発課題及びそれに取り組むアクターの多様化など、ODAを取り巻く現下の情勢を踏まえ、開発協力大綱が策定されました。開発協力大綱は、「平和国家として、国際社会の平和、安定、繁栄に積極的に貢献する」という日本の開発協力の理念を明確化し、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力、を基本方針として定めています。

評価に関しては、「開発協力の効果を最大化するために、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組む

という戦略性を確保することが重要である」として、政府として戦略性をもってODAのPDCAサイクルの強化を進めていくことを明記しています。また、「評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする」として、評価が効果的・効率的なODAを実施していく上で重要であることも明記しています。

さらに、開発協力は外交を機動的に展開していく上で最も重要な手段の一つであり、開発協力を通じて日本の国益の確保に貢献することが重要であるとの考えから、評価についても「外交的視点からの評価の実施にも努める」とし、相手国の開発に役立っているかという「開発の視点」だけではなく、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」も評価に取り入れていくことが明記されています。

コラム

ODA評価ワークショップとAPEA会合の相乗効果

第14回ODA評価ワークショップは、初めての試みとしてAPEA（アジア太平洋評価協会）がベトナム政府、国連、その他の国際的に活動をしている評価団体と共催した5日間（2016年11月21－25日）の国際会議（APEA会合）の一環として、11月23日にベトナムのハノイで開催されました。

APEAとは日本評価学会もメンバーのアジア・太平洋諸国の

評価学会のネットワークで、2012年9月にマレーシア評価学会の会合で設立されました。APEAの主な目的はアジア太平洋地域の評価能力の強化です。毎年開催されてきたODA評価ワークショップの場で評価能力強化の方法についての議論を重ねる等、日本はAPEA創始者である廣野良吉成蹊大学名誉教授のイニシアチブのもと、長年にわたりAPEAの設立に向けて地道な支援を続けてきました。

第1回APEA会合にはアフリカを含む32か国から合計173名の参加がありました。その内ODA評価ワークショップへの参加者は18か国33名でした。今回のAPEA会合との連携でODA評価ワークショップを開催したことにより、APEA会合へアジア大洋州からの評価担当官・政策担当官が多く参加し、APEA会合の活動を大きく支援することに結びつきました。このようにAPEAから日本の参加は高く評価されています。同時に、ODA評価ワークショップの参加者は評価に関する様々な研究発表や、途上国における評価制度の導入に関する議論に参加するなど、学習機会が増えました。また、



ODA評価ワークショップ会合の様子



ODA評価ワークショップ出席者

APEA会合に参加していたロメオ・サントスAPEA副会長や3ieのエマヌエル・ヘメネス氏をコメンテーターとして迎える事ができました。このように、ODA評価ワークショップとAPEA会合の連携した開催は、大きな相乗効果をもたらすことができたと思われます。

APEA副会長、国際大学客員教授

湊 直信

ODA評価の目的

外務省が行うODA評価の目的は次の2点です。

(1) ODAの管理改善

ODA活動を検証し、その結果得られた教訓をODA政策策定及び実施過程にフィードバックすることで、ODAの質の向上に資する。

(2) 国民への説明責任

評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともにODAの透明性を高めてODAに関する国民の理解と支持を促進する。

ODA評価の実施体制

日本のODAは、主に外務省が政策立案を、またJICAが個々のプロジェクトの実施を担っています。ODAの評価についても外務省とJICAが相互に連携しながら役割を分担して実施しています。外務省では、外務省組織令に基づいて政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています（第三者評価）。

また、2002年に政策評価法が施行され、各府省庁は所掌する政策について自己評価を行うことが義務づけられるようになったことを踏まえ、2002年以降はODA全般を含む政策評価に加えて、同法で規定された条件に該当するプロジェクトについて、案件ごとの事前評価や事後評価を実施しています（自己評価）。

一方、JICAは個々のプロジェクトを対象としたプロジェク

ト・レベルの評価と、特定のテーマや開発目標を切り口とした横断的・総合的な視点でのテーマ別の実施を行っています（第三者及び自己評価）。

また、外務省以外の府省庁も所管の分野においてODAを含む政策の立案や施策・事業の実施を行っており、主に政策評価法に基づいてそれらの評価を行っています。

外務省は、「中央省庁等改革基本法」(1988年)によりODAに関する全体的な企画等について政府全体を通じた調整の中核としての機能を担うこととされたことを受け、ODA関係府省庁及びJICAによる「ODA評価連絡会議」を開催して、政府全体のODA評価活動の充実に向けて協議するとともに、各府省庁によるODA政策等の評価結果のとりまとめを行っています。

本報告書では、主に2016年度に外務省、その他の府省庁及びJICA等が実施した評価の概要を第2章に掲載しています。

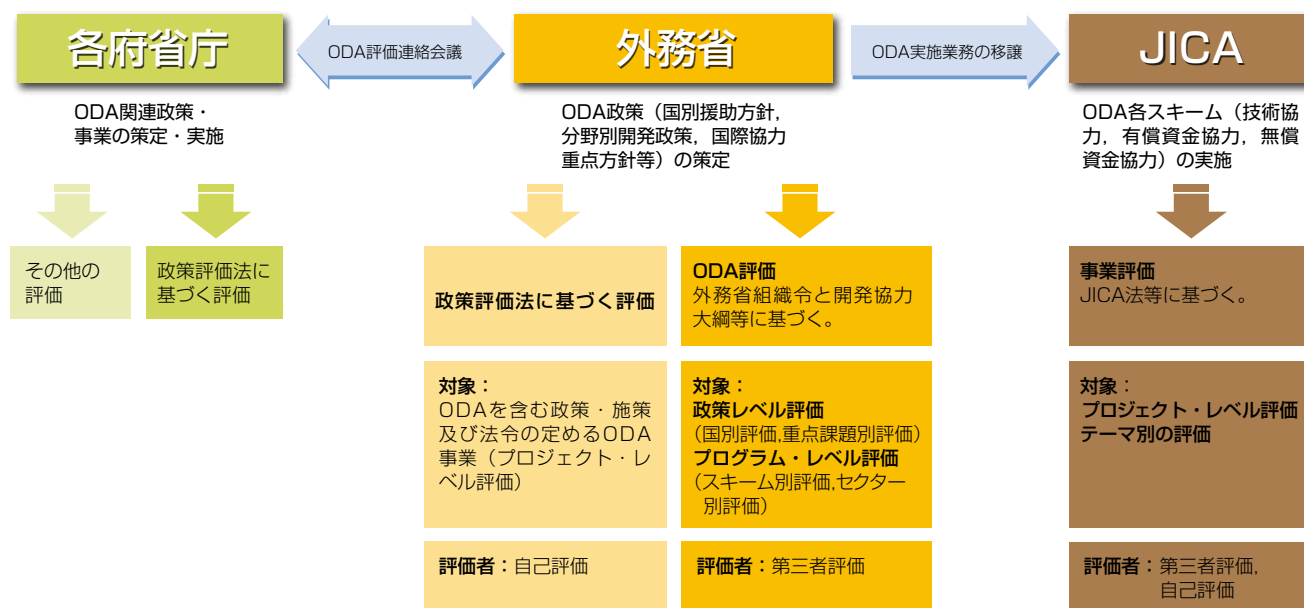
評価対象による分類

ODAの評価形態は、その対象によって①政策レベル評価、②プログラム・レベル評価、③プロジェクト・レベル評価に分類されます（次ページ表1参照）。

多様な評価者

ODA評価を行う評価主体による分類としては、自己評価、内部評価、第三者評価（外部評価）、被援助国政府・機関等による評価、合同評価などがあります。

ODA評価の実施体制（図2）



評価対象による分類（表1）

評価の種類	概 要	具体的な評価例
政策レベル評価 国の基本的な方針（開発協力大綱、ODA中期政策、国別援助方針など）を実現することを目的とする、複数のプログラムやプロジェクトから成る集合体を対象とする評価。		
国別評価	国・地域別の援助政策全般を評価対象とする評価。 外務省が作成する国別援助方針を主な対象とする。	ベトナム国別評価、コーカサス諸国への支援の評価など。
重点課題別評価	開発協力大綱の重点課題・分野や重要な国際会議で日本が発表する分野別のイニシアティブなどを対象とする評価。	「日本の教育協力政策2011～2015」の評価、環境関連MDGs達成に向けた日本の取組の評価など。
プログラム・レベル評価 共通の目的を持った複数の案件などの集合体を対象とする評価。特定のテーマや開発目標を切り口として総合的に評価・分析を行う。		
セクター別評価	特定の国・地域における特定の開発分野についてのODA活動全体を対象とする評価。	ベトナム都市交通セクターへの支援の評価、カンボジア保健医療分野支援の評価など。
スキーム別評価	個別の援助形態（スキーム）を対象とする評価。	債務免除の評価、貧困削減戦略支援無償の評価など。
プロジェクト・レベル評価 個々のODA事業（プロジェクト）を対象とした評価。（主にJICA）		
プロジェクト評価	個々の開発援助プロジェクトを対象とする評価。	インドネシア「タンジュンプリオク火力発電所拡張事業」、フィリピン「海上保安プロジェクト」（いずれもJICA）など。

（1）自己評価

援助を供与または実施・運営する部門等がその援助政策・事業などについて自ら行う評価です。政策評価法に基づいて外務省や各府省庁が行う評価が該当します。また、JICAが実施する、各プロジェクトの事前評価や、事後評価の一部も自己評価です。

（2）内部評価

援助機関の事業運営部門に対する報告を行う部局等が行う評価を内部評価と称します。

（3）第三者評価（外部評価）

援助の供与側と受益側の双方から独立した第三者が行う評価です。外務省の政策レベル評価及びプログラム・レベル評価では、一般競争入札により選定された第三者（有識者及び民間コンサルタント等）が主体となって評価を実施しています。また、JICAは、一定額以上の、または有効な教訓が得られる可能性が高いプロジェクトの事後評価において第三者評価を実施しています。

（4）被援助国政府・機関等による評価

外務省は、毎年1件程度、主にプログラム・レベル評価案件について、被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家等に依頼して評価を実施しています。この評価は、援助の受入れ側からの評価を行うことによって、日本のODA評価の公正さと透明性を確保すること、評価を通じて日本のODAに対する被援助国側の理解を促進すること、また、被援助国側の評価能力を向上させることを目的としています。

（5）合同評価

援助の供与側と受益側の双方、または異なる複数の援助関係者が合同で行う評価です。

被援助国との合同評価は、ODAの管理改善と説明責任の確保という目的に加え、被援助国の主体性を尊重し、日本と被援助国とのパートナーシップを強化する意義も有しています。

ODA評価の基準と提言

外務省では、各評価の実施に際し、OECD-DACが1991年に発表した「DAC評価5項目」（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性（自立発展性））を踏まえて、開発の視点から次の3つの評価項目を設定しています。

（1）政策の妥当性

政策やプログラムが日本のODAの上位政策や被援助国のニーズに合致しているか。

（2）結果の有効性

当初予定された目的が達成されているか。

（3）プロセスの適切性

政策やプログラムの妥当性や有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか。

評価に当たっては、評価の「見える化」（第1章2ページ参照）を進めるべく、2011年度からレーティング（評点をいくつかの段階表示で端的に示すこと）を導入しています。レーティングは「見える化」を進める一方、評価対象の個別事情や背景などが考慮されず、過度に簡素化された評価結果となる危険があるため、レーティングを行う際には、判断根拠を示すなど常に補足説明を行っております。また数字やアルファベットでの段階評定は行っておりません。

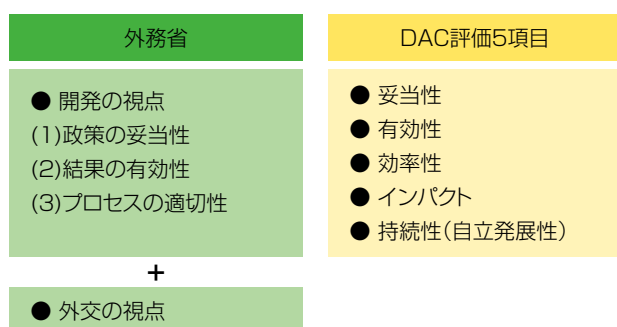
さらに、これらの被援助国側の開発にどの程度役立っているかという「開発の視点」だけではなく、日本の国益にとって

どのような影響があるかという視点から、2011年度から新たな評価項目として「外交の視点」を導入しています。

こうしたODA評価の基準や評価の具体的手法に関し、外務省は2003年から「ODA評価ガイドライン」(2016年6月、第10版に改訂)を作成し、ODA評価のための指針としています。

なお、政策評価法に基づいて行う評価の場合は、外務省が策定する「政策評価の基本計画」に沿って、必要性、有効性、効率性等の観点も含めて評価を実施しています。一方、JICAにおいては、原則として「DAC評価5項目」に沿って評価を行っています。また、事後評価の一部(第三者評価)において、総合評価をA～Dの四段階で表示するレーティングを付しています。

ODA評価の基準 (図3)



また、外務省第三者評価及びJICAが実施する評価では、上記の基準で評価した結果を基に、今後のODA政策や個別プロジェクトを進めて行くに当たり積極的に推進、又は改善すべき事項を「提言」として導き出し、対象案件の関係機関に対して提示しています。

評価結果の活用

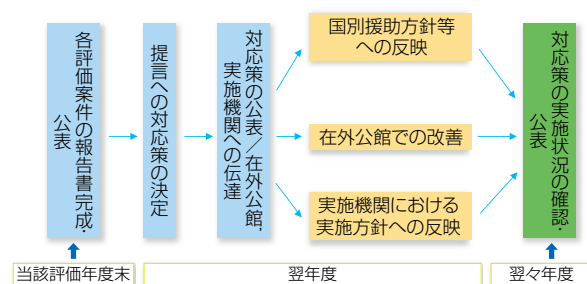
PDCAサイクルの確立のためには、ODA評価の評価結果及び提言が政策策定者や案件実施者にフィードバックされ、将来の政策策定や実施にいかされることが重要です。

このため、外務省では、省内関係部局やJICA、在外公館に評価結果のフィードバックを行うとともに、評価結果から導き出された提言に対し、その具体性、実現可能性等も踏まえつつ対応策を作成しています。さらに、提言がその後の政策策定などに確実に反映されるよう、対応策策定の後の対応状況を確認(フォローアップ)しています。そして、これらの対応策及びそのフォローアップ状況をODA評価年次報告書の中で公表しています(2016年度評価の結果に対する対応策は第2章を、2015年度評価の結果に対するフォローアップ状況は第3章を参照下さい)。

なお、各評価の結果については、それぞれ報告書概要を翻訳した上で被援助国関係者に配布しており、被援助国側に対するフィードバックにも努めています。

また、JICAにおいても、プロジェクトのPDCAサイクルの各段階においてモニタリング・評価を行い、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。

評価結果のフォローアップ (図4)



評価結果の広報

ODA評価に対する理解を促進するため、外務省では評価結果の積極的な広報を行っています。第三者評価を実施する際には、評価者(第三者)に分かりやすい評価報告書の作成を心がけてもらっており、各報告書の概要、全文及び外国語概要版は外務省のODAホームページに掲載しています。

さらに、外務省、JICA、各府省庁が前年度に実施した評価結果の概要と、外務省第三者評価の各提言に対する対応策、前々年度の提言への対応策の実施状況などを取りまとめ、「ODA評価年次報告書(本報告書)」として毎年作成しています。同報告書は、国会議員、有識者、NGO、大学や図書館などに広く配布するとともに、外務省のODAホームページにも掲載しています。

JICAも、年間の事業評価活動を取りまとめた「国際協力機構事業評価年次報告書」を毎年作成しています(JICAの活動詳細については、第2章38ページ参照)。

第2章

評価結果(2016年度)の概要

2.1	2016年度 ODA 評価の概要	10
2.2	外務省による評価	12
	国別評価	
	●タンザニア国別評価<概要>	
	●パラグアイ国別評価<概要>	
	重点課題別評価	
	●環境汚染対策の日本の取組の評価<概要>	
	スキーム別評価	
	●無償資金協力「日本方式」の普及の評価<概要>	
	セクター別評価	
	●タイの産業人材育成分野への支援の評価<概要>	
	事後状況調査	
	●日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査	
	政策評価法に基づく評価	
2.3	各省庁による評価	27
	●各省庁による 2016 年度 ODA 評価実績一覧	
	●案件概要	
	金融庁 / 総務省 / 法務省 / 財務省 / 文部科学省 /	
	厚生労働省 / 農林水産省 / 経済産業省 / 国土交通省 / 環境省	
2.4	国際協力機構 (JICA) による事業評価	38
2.5	被援助国政府・機関等による評価	40
	コラム	
	◆ウルグアイの林業分野における日本のODA評価	41

2.1 2016 年度 ODA 評価の概要

第2章では、主に2016年度に外務省、国内省庁、JICA等がそれぞれ実施したODA評価の概要を紹介します。

外務省による評価

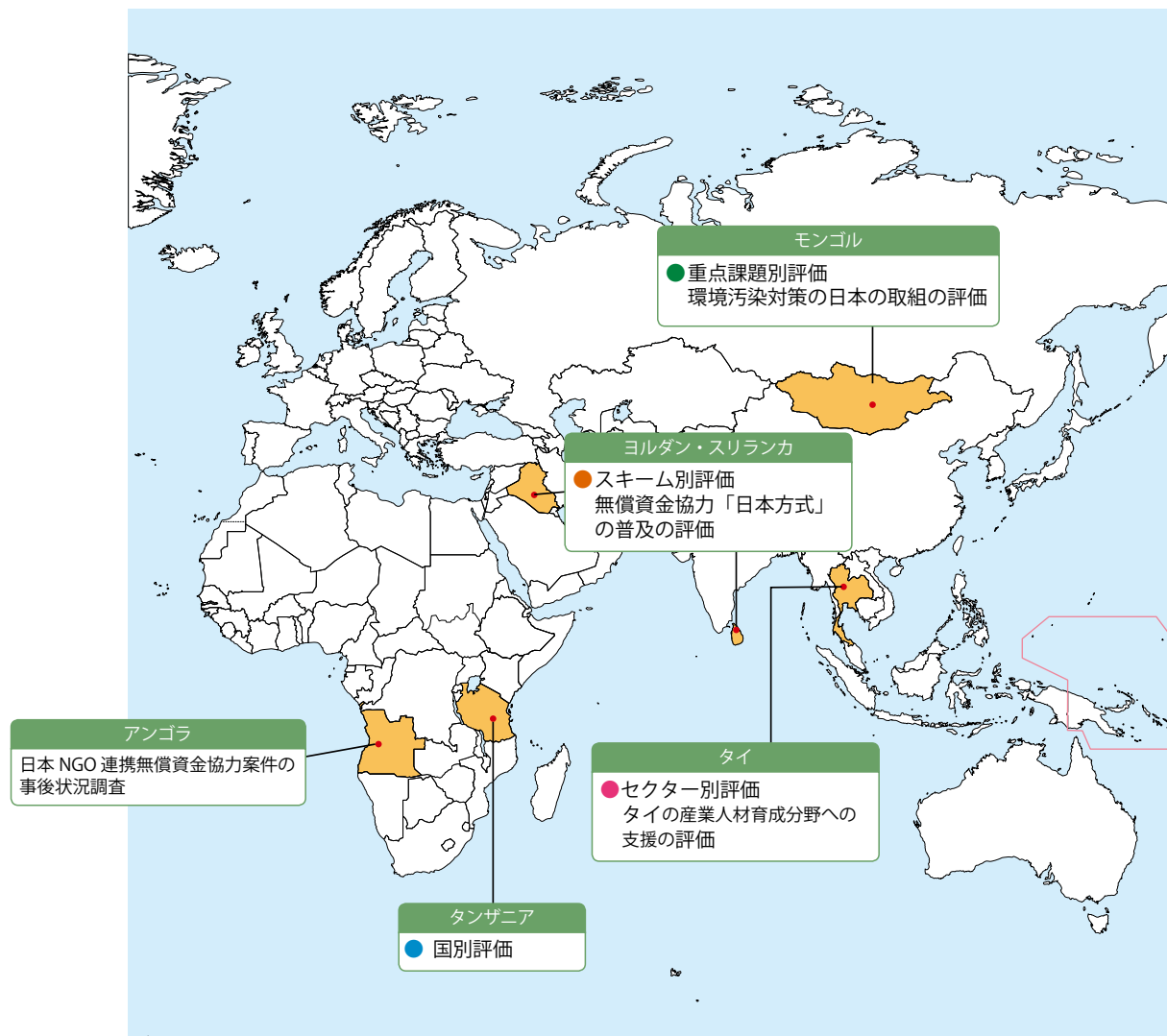
外務省は2016年度に、外部の評価者に委託して行う第三者評価を5件実施しました。本章では、これらの評価の概要を掲載するとともに、評価から得られた提言に対する対応策の例(2017年7月に策定)も記載しました。

前年度に比べて評価件数が少ないこともあり、顕著な傾向は見られませんでした。開発の視点からの評価につきましては、「政策の妥当性」については概ね高く評価された一方で、「結果の有効性」及び「プロセスの適切性」では複数の案件において課題が指摘され、今後、改善の余地があることが示されました。

外交の視点からの評価につきましては、日本にとっての外交的重要性、二国間の経済関係強化、人的交流の深化、親日家の醸成等の外交的な波及効果を確認できたという指摘がありました。それぞれの評価報告書の全文は、外務省のODAホームページで御覧いただけます。

ここでは、無償資金協力案件の事後状況調査と、政策評価法に基づいて行った自己評価についても紹介します。

- 国別評価 (2件) : タンザニア、パラグアイ
- 重点課題別評価 (1件) : 環境汚染対策の日本の取組
- スキーム別評価 (1件) : 無償資金協力「日本方式」の普及
- セクター別評価 (1件) : タイの産業人材育成分野への支援



JICA による事業評価

JICA は、個別のプロジェクトについてプロジェクト評価を行うとともに、地域、課題セクター、援助手法など、ある一定のテーマを設定し、そのテーマに関連した事業について、テーマごとに設定された評価基準を用いて行うテーマ別評価も実施しています。2015 年度開始分※は、プロジェクト評価について、外部の評価者による事後評価を 90 件、JICA の在外事務所等が評価者となる事後評価を 60 件、また、2016 年度のテーマ別評価として、エネルギー分野における教訓の横断分析（ナレッジ教訓の抽出）を実施しました。更に、新港開発における有用な教訓の抽出、インド「デリー高速運送システム建設事業」（通称デリーメトロ）プロセスの評価など新たな試みとともに、インパクト評価、外部評価結果の統計分析を実施しました。本章では、これら JICA が実施する事業評価の概要を紹介しています。個別評価結果の詳細は、JICA のホームページで御覧いただけます。

※ 2015 年度評価開始、2016 年度結果確定の数

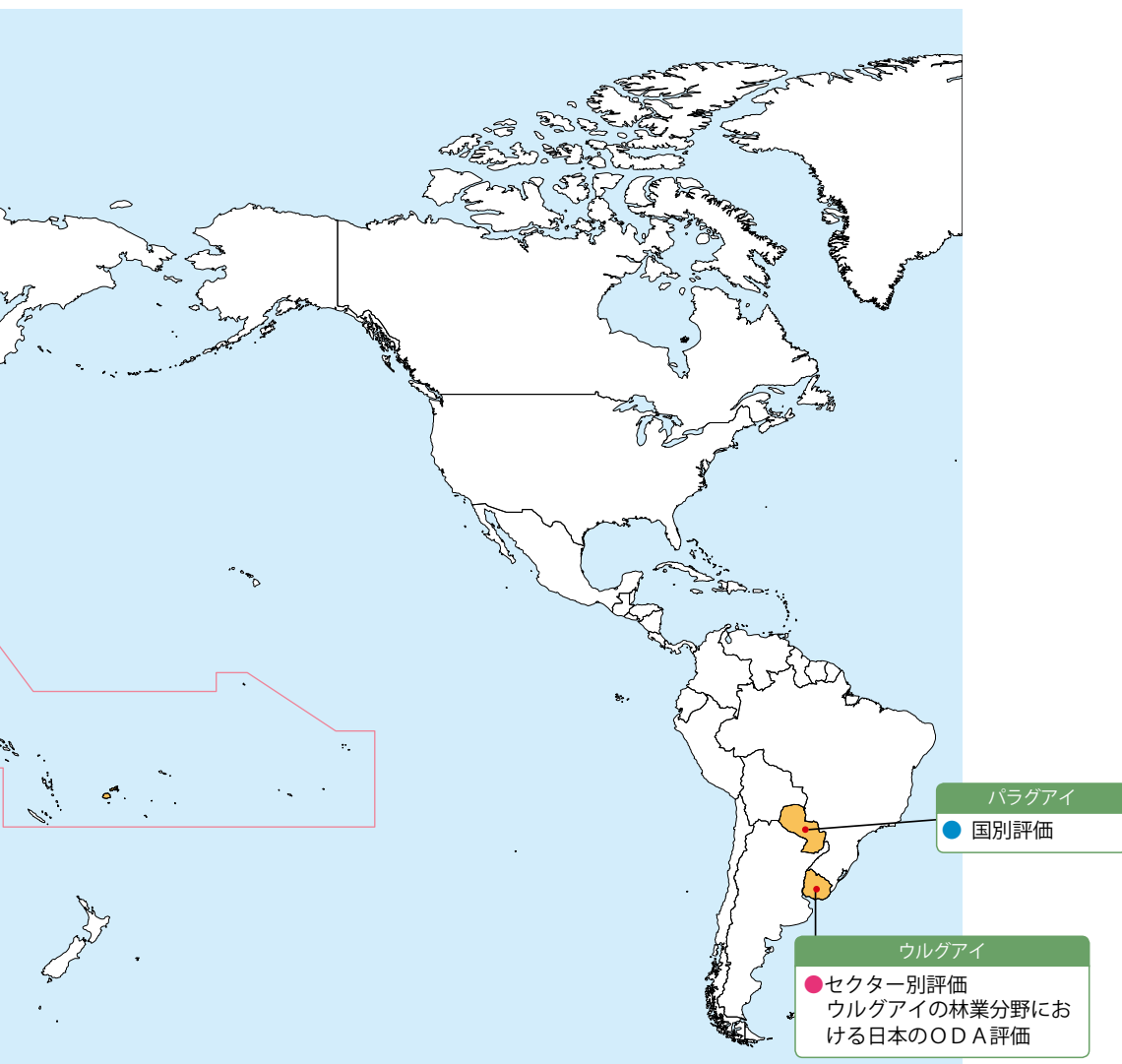
国内各省庁による評価

国内各省庁は ODA 関連の政策等を、主に政策評価法に基づいて自己評価しています。本章では、2016 年度に各省庁が実施した評価案件についてリストを掲載するとともに、この一部について、概要を掲載しています。

被援助国政府・機関等による評価

被援助国政府・機関等による評価として、2016 年度にウルグアイ行政管理・評価局の協力の下、コンサルタントが、ウルグアイの林業分野における日本の支援に関する評価を行いました。本章ではこの評価の概要を掲載しています。

●セクター別評価：ウルグアイの林業分野における日本の ODA 評価



タンザニア国別評価＜概要＞

評価者（評価チーム）

評価主任：池上清子（日本大学大学院 総合社会情報研究科教授）

アドバイザー：稲田十一（専修大学 経済学部教授）

コンサルタント：有限責任あずさ監査法人

評価実施期間：2016年6月～2017年2月

現地調査国：タンザニア連合共和国

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249593.pdf>

評価の背景・目的・対象

タンザニアは、近隣内陸諸国にインド洋へのアクセスを提供する地政学上の要衝に位置している。毎年アフリカ地域平均を上回る高い経済成長率を達成し、金や天然ガスなどの資源も豊富である一方で、依然として貧困率は高い。日本は、タンザニアの持続可能な経済成長と貧困削減に向けた経済・社会開発の促進を後押ししていくことを基本方針とし、政策立案や環境保全に配慮した支援を実施している。本評価は、日本の対タンザニア政府開発援助（ODA）政策を評価し、今後の ODA 政策立案・実施のための提言や教訓を得ることなどを目的としている。なお、評価対象はタンザニア国別援助計画（2000年6月）、対タンザニア国別援助計画（2008年6月）及び対タンザニア連合共和国国別援助方針（2012年6月）とした。

評価結果のまとめ

●開発の視点

（1）政策の妥当性

日本の対タンザニア援助政策は、タンザニアの開発戦略と整合しており、政策の妥当性は極めて高いと評価することができる。

（2）結果の有効性

重点分野に対する日本の対タンザニア援助プログラム、プロジェクトにおいて、想定された結果をもたらすことに対する明らかな障害はなく、想定された範囲内の結果が得られていたことから、結果の有効性は高いと評価することができる。

（3）プロセスの適切性

援助政策策定プロセス及び、援助実施プロセスにおいては、ドナー会合を通じた政策対話が重視され、日本も農業、運輸・交通セクター及び公共財政管理（PFM）（内部監査のサブグループ）についてはリードドナーも務め、政府及びドナーと

のコミュニケーションに積極的に取り組み、それらの情報などを援助事業に反映させたことが確認された。以上から、プロセスの適切性は高いと評価できる。

●外交の視点

日本とタンザニアは広範な戦略的パートナーであり首脳間の往来が頻繁に行われ、外交的な重要性は高いと評価できる。また、二国間の経済関係、人的・文化的交流の深化に貢献していることから外交的な波及効果が高いと評価できる。



ナマンガワンストップボーダーポスト

提言

1 経済の成長基盤強化と産業化促進

日本が実施してきたインフラ支援は意義があった。産業化と経済成長は 2016 年から開始されたタンザニアの新 5 年開発計画の重点分野であるため、これからも同分野の支援を継続し、経済成長に貢献していく必要があると考えられる。

2 東部アフリカ地域における経済統合、経済活性化の促進

アルーシャ・ナマンガ・アティ川間道路改良事業など、周辺国を含む広域案件は東アフリカ共同体（EAC）域内の経済統合推進と経済活性化、沿線地域住民の生計向上及び貧困削減に寄与し、有意義であった。このような広域案件については、今後一層拡大していくべきであると考えられる。

3 効果発現に時間を要する分野におけるプログラムアプローチの効果的活用の促進

地方行政能力強化の分野において、プロジェクトレベルの成果は十分にみられるものの、現状、事業展開計画における重点分野（中目標）レベルの目標達成に至ったと評価することはできない。プログラムアプローチの適切な活用によって、地方行政のように効果の発現に時間がかかる分野の支援を効果的に管理する必要がある。

4 保健分野への支援の強化

日本が保健行政システム強化プログラムを通じてタンザニアの UHC 達成に貢献するための支援を実施することは、国際的なイニシアティブ、日本の開発政策及びタンザニア側のニーズと合致しているといえる。したがって日本は引き続き社会開発、特に保健分野への支援を実施していくことが必要であると考えられる。

5 長期的支援の再検討、出口戦略の策定

長期にわたって実施されてきた支援は、定期的にそのニーズと有効性を再検討することが必要であり、さらに出口戦略を想定・策定することも考慮されるべきである。

例えば、それらの案件について独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業評価のみならず JICA のプログラム評価や外務省のセクター別評価の対象とし、当該国やセクター全体のニーズの変化をふまえ、様々な支援の可能性を再検討するという方法などが考えられる。



首都圏周辺地域給水計画（第2期：試験井戸掘削の様子）

6 援助政策を定量的に評価するための代替指標の導入

現状、事業展開計画に定められた大目標から小目標レベルの達成度合いを評価するための指標（成果指標）が設定されていない。この状況を補うためにプロキシ・インディケーター（代替指標）の設定が有用である。例えば持続可能な開発目標（SDGs）のうち、タンザニアが選んだ指標から日本のプロキシ・インディケーターを設定するという方法などが考えられる。

7 日本の援助をタンザニア国民により良く、正しく認識してもらうための広報の強化

日本は、日本及びタンザニアの両国民に向けてより広く、一層適時性、正確性に配慮し、適切な頻度で広報を行う仕組みを整えることが重要と考えられる。

さらに、質的な側面を広報することも重要であり、成果物のみならず、安全管理に関する特徴などについても広報することが効果的であると考えられる。例えば道路案件における生活道路の確保や回路の安全性への配慮などは日本らしいきめ細やかな特徴であると言える。

対応策の例

- インフラ支援については、これまでも我が国企業が質の高いインフラの強みを発揮してきた有力な分野であり、今後もインフラ分野の支援を継続する。
- 産業化及び経済成長分野についても、国別開発協力方針に沿って、引き続き支援を続けていく。
- タンザニアの要望と国別開発協力方針を踏まえつつ、広域案件の実施を引き続き検討していく。
- プログラムアプローチの適切な活用等によって、効果の発現に時間がかかる分野の支援を効果的に管理する方法を検討していく。
- これまでの国別援助方針においても、保健分野への支援は重要であるとの認識であり、今般新たに作成した国別開発協力方針において、その点に留意しつつ、引き続き支援を続けていく方針。
- 保健政策アドバイザーの活動等を通じ、タンザニアのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に貢献する具体的な協力の方向性を整理していく。
- これまでに実施した支援の適切性、有効性やニーズを踏まえ、状況の変化等に応じて様々な支援の可能性を再検討していく。
- 日本の対タンザニア支援がタンザニアの開発目標達成に一層貢献するよう、例えば、タンザニアが選んだ定量的目標を意識しながら引き続き支援していく。
- 現地 ODA タスクフォースを中心に、質的な側面や安全管理に関する特徴等を紹介するなど、更なる広報の強化につぎ引き続き努めていく。

パラグアイ国別評価＜概要＞

評価者（評価チーム）

評価主任：山形辰史（アジア経済研究所国際交流・研修室長）

アドバイザー：藤掛洋子（横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授）

コンサルタント：有限責任あずさ監査法人

評価実施期間：2016年6月～2017年2月

現地調査国：パラグアイ共和国

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249592.pdf>

評価の背景・目的・対象

パラグアイは、農業を基幹産業とし、世界有数の大豆生産量・輸出量を誇る一方、同国経済は農作物の生産状況と国際価格に大きく左右されるため依然として脆弱で、中南米の中で経済発展が遅れている国の一つである。また、貧富の差が大きく、特に農村地域で格差が顕著である。これを踏まえ、日本は「貧困層の生計向上と社会サービスの充実を通じた格差なき持続的経済・社会開発」の基本方針の下、①格差是正、②持続的経済開発を重点分野として支援を行っている。本評価は、日本のパラグアイに対する支援の意義を踏まえ、対パラグアイ援助政策を全般的に評価し、今後日本の援助政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓や提言を得てODAの管理改善を行うこと、また、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たすことを目的とする。

評価結果のまとめ（総括）

●開発の視点

(1) 政策の妥当性

パラグアイの開発ニーズや、日本のODA上位政策、及び国際的な優先課題との間に整合性が認められることから政策の妥当性は高い。一方、「どの格差に対してどのように取り組む」というより具体的な記述が、「対パラグアイ共和国国別援助方針」中目標「(1) 格差是正」になかったことは、新しい対パラグアイ国別援助方針策定の際に改善すべき課題であるといえる。

(2) 結果の有効性

実施された援助案件については、それぞれ一定の成果を上げており、「貧困層の生計向上」、「社会サービスの充実」、「経済・社会インフラの充実」、「国家及び地方の行政能力の向上」という側面に資したと見なされることから結果の有効性は高い。

(3) プロセスの適切性

援助政策策定プロセス及び援助政策実施プロセスはおおむね適切であり、「高い」評価を与えることができる。一方、さらに改善を加えられる点を挙げるとしたら、より深いドナー間調整であろう。ドナー間の「調和化」（ハーモナイゼーション）が推奨されている今日、援助効果を高めるためにドナー同士もより深い協調を進めるべきであろう。

●外交の視点

日本人移住者・日系人の農業分野への顕著な貢献により、二国間関係が強化されており、外交的な重要性があると評価できる。また、日本の支援により、パラグアイの親日感情が更に高まったと評価できる。

提言

1 多様なモダリティ（援助方法）を活用したパラグアイ支援の継続

パラグアイは、堅調なパラグアイ経済発展の中において、日本のODAの「選択と集中」という観点からすれば、いずれは被援助国という立場を卒業し、日本とパラグアイは今後ビジネス・パートナーとしての重要性が増してくることが予想される。一方、日本とパラグアイは、日系社会を通じた歴史的関係、そしてその緊密な関係を基礎とした外交的協力、活発な文化・経済交流といった多方面の連携が多様な主体によってなされていることから、今後も日本は積極的な対パラグアイODAを継続していくべきである。なお実施に当たっては、援助の効率を高めるために、多様なモダリティ（援助方法）を活用すべきである。

2 戦略性を強めた格差是正

国別援助方針の重点分野（中目標）である格差是正を達成するためには、まず成長から取り残されがちなグループの人々を特定し、そのグループに向けた支援を行う必要がある。

特に、パラグアイにおける女性のエンパワーメントを達成するための課題が提起されている※¹。格差是正のためには、貧困ポケット※²に陥らざるを得ない社会的状況にあるシングルマザー、農村女性、先住民族女性など特に支援を必要としている対象を特定し、そのグループやコミュニティが直面している困難に直接応えるような支援を行う戦略性が必要である。

※¹ 中南米開発政策ユニット編『第二回中南米シンポジウム：パラグアイにおけるリスク共生と開発』横浜国立大学先端科学高等研究院。

※² 貧困削減が一定程度進んだ地域の中でも、部分的に深刻な貧困状態が存在することを指す。



現地調査で訪問したコロネル・オビエド市給水インフラ施設
(完成予想図)

3 「質の高いインフラ支援」推進のためのマルチ・ステークホルダーによる戦略的連携

パラグアイは開発途上国と言っても中所得国と位置付けられており、同国の開発を行うに際し、パラグアイ政府自身が、資金、技術、人材の面で、既に一定のキャパシティを有している。パラグアイには他国ドナーや国際機関のように多くのステークホルダーが存在する。そのような状況の下、パラグアイにおいて日本が質の高いインフラ建設を支援するためには、日本が2016年4月に合意した米州開発銀行（IDB）との協力に加えて、他ドナーやステークホルダーとも援助効果を最大化するように戦略的な連絡・調整を進めていく必要がある。これはパラグアイ国内で実施するのみならず、南米全体の枠組みでも実施する必要があるため、対南米支援全体の課題として捉えるべきである。

対応策の例

- パラグアイの支援ニーズ等に関して、パラグアイ政府の要望と国別開発協力量針を踏まえつつ、同国への支援を継続していく。また援助効率を高める方法に関しても、パラグアイ政府・現地 ODA タスクフォースと協議のうえ、検討していく。
- パラグアイの支援ニーズにより適合した支援を行うべく、パラグアイ政府の要望と国別開発協力量針を踏まえつつ、引き続き格差是正を目指していく。
- 今後の支援方法や支援ニーズ等に関して、パラグアイ政府及び他国ドナーや国際機関等と協議を行い、連携を検討する。



アスンシオン大学病院日本・パラグアイ友好母子センター建設計画
(第2期：全景)



アスンシオン大学病院日本・パラグアイ友好母子センター建設計画
(第2期：母子センター新生児室活用状況)

環境汚染対策の日本の取組の評価＜概要＞

評価者（評価チーム）
評価主任：廣野良吉（成蹊大学名誉教授）
アドバイザー：松本茂（青山学院大学経済学部教授）
コンサルタント：（株）国際開発センター
評価実施期間：2016年10月～2017年2月
現地調査国：モンゴル

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249594.pdf>

評価の背景・目的・対象

環境汚染対策は、ODA 中期政策（2005 年 2 月）等において環境 ODA の重点分野の 1 つとされている。本評価は、環境汚染対策政策を通じた援助を開発の視点及び外交の視点から評価し、その結果から提言と教訓を得て、今後の環境汚染対策協力の政策立案・実施に役立てること、国民への説明責任を果たすことを目的として実施した。

評価結果のまとめ

●開発の視点

(1) 政策の妥当性

環境汚染対策協力政策は、日本の上位政策と極めて整合性が高い。また、多くの被援助国では国民の保健をはじめとする多種多様な経済社会開発ニーズとの整合性も高く、「持続可能な開発」を目標とする現今の国際潮流、国際的課題との整合性についても高いことが確認された。さらに、環境悪化を比較的短期間で克服した日本の環境汚染対策への国際的評価が高い結果、環境汚染対策協力における日本の比較優位も高く、ほとんどの評価項目で高い評価を得ていることから、本環境汚染対策協力政策の「妥当性は高い」と判断する。

(2) 結果の有効性

支援実績における有効性については、評価期間中日本は DAC 加盟国で最大の実績（約束額）を達成していることから「おおむね高い」と評価できる。実施されたプロジェクトはおおむね期待どおりの成果をあげており、その結果、被援助国の環境汚染対策の強化・改善が見られる。本政策で掲げられた「実施手段・方法」はいずれも実践され、環境汚染対策の強化・改善に関する目標の達成に寄与しているものと考えられる。よって、環境汚染対策の強化・改善における有効性は「高い」。被援助国の環境汚染状況については、一定の改善は見られるものの、成果のばらつきが大きく、発展段階の低い国を中心として、環境汚染状況そのものの改善には必ずしも至っていない国・地域、分野も見られる。ただし、環



モンゴル・ドルノゴビ県研修員の水質実習の様子（本邦研修）

境汚染状況の改善には、その実現に対して外部条件の影響が大きく、外部条件については対応に限界がある。外部条件を除いた環境汚染対策に限定してみると一定の成果があったと考えられる。したがって、被援助国の環境汚染状況の改善における有効性は「ある程度高い」と考えられる。以上から、本環境汚染対策協力政策の結果の有効性は「おおむね高い」と判断する。

(3) プロセスの適切性

環境汚染対策協力政策の策定プロセスについては、関係文書に関しては広く関係者を交えた議論、検討が重ねられ、多様な立場や意見が反映された政策となっていることから、適切性は「おおむね高い」と考えられる。政策実施プロセスについては、政策の基本的方針のいずれについても積極的に実践されていると判断でき、政策実施プロセスの適切性は「高い」と評価できる。政策運営管理プロセスについては、「実施体制」及び「関係機関・他ドナー等との連携・調整」はおおむね適切に実施されているものの、政策レベルの「モニタリング評価とフィードバック」及び「レビュー」が実施されておらず、全体として適切性は「ある程度高い」と評価された。以上を踏まえて、本環境汚染対策協力政策のプロセスの適切性は「おおむね高い」と評価できる。

●外交の視点

外交的な重要性について、途上国において支援する意義は大きく日本の比較優位を活用してプレゼンスを示すことも可能であること等、十分に認められる。外交的な波及効果に関しては、被援助国との二国間関係強化、近隣諸国との円滑な関係構築（東北アジア地域の安定）、制裁対象国との二国間関係構築等において二国間関係の改善に資するものである

他、水俣条約の採択にいたるイニシアティブ等を通じて、国際社会におけるプレゼンスの向上にも貢献した。よって、「外交的な重要性及び波及効果がある」と評価できる。

提言

1 他分野 ODA 等も含む広範な提言

- (1) 環境保全・対策の主流化実現に向けた積極的働きかけ

2 環境分野の ODA での提言

政策策定に関する提言

- (2) 日本の環境汚染対策協力政策文書策定の検討

政策の基本的方向性に関する提言

- (3) 環境保全及び環境汚染対策の主流化の実現に向けた支援の実施
- (3-1) 正確で適切な環境関連データ収集、分析、モニタリング・評価に関わる人材育成支援
- (3-2) 効果的な環境政策を進めていくための組織体制整備支援
- (3-3) 多様なステークホルダーによる環境保全への参画の仕組の構築支援
- (3-4) 環境保全関連の政策立案・法制化・制度化支援
- (3-5) 国民の環境意識の向上支援

政策の実施に関する提言

- (4) 日本の環境汚染対策協力に関するナレッジネットワークの活用強化
- (5) 環境汚染状況の改善（スーパーゴール）の実現に向けた取組の強化

外交上の視点からの提言

- (6) 国際枠組みづくりや国際的な議論の場におけるリーダーシップの発揮による外交効果の拡大



ウランバートル市を覆う大気汚染



ウランバートル郊外に急増するゲル地区

対応策の例

- 環境管理分野の ODA では、途上国が環境保全・対策の主流化を図るための組織体制整備、多様なステークホルダーの参画促進、環境保全関連の法・制度整備、環境モニタリング、環境問題に係る住民啓発等に係る協力を実施してきており、今後も途上国のニーズに沿って、継続的に協力を実施していく。
- 環境保全・対策の主流化を図るためには、中央政府に加えて地方自治体での環境対策の強化も必要である。ODA では草の根技術協力等を通じて日本と地方自治体間の連携促進について支援しており、右取組を通じて今後も環境管理分野における自治体間連携を更に推進していきたい。
- 加えて、民間部門における環境ビジネス・環境技術の普及として、ODA では民間連携スキームを通じて我が国の優れた環境技術・ノウハウの途上国への普及を支援しており、今後も継続的に実施していく。
- 環境分野の取組を重視する SDGs の採択を踏まえ、環境汚染対策を含む環境 ODA の政策文書の策定に関し、必要な議論を行っていく。
- 環境管理分野の ODA では、環境保全及び環境汚染対策の主流化に係る協力を実施してきており、今後も途上国のニーズに沿って、継続的に右を含む協力を実施していく。
- 例えば都市開発計画の策定において、環境管理分野（廃棄物管理や下水道・汚水処理）に係るコンポーネントを含めた協力を行っている。このような取り組みも含め今後も環境分野以外を所管しているステークホルダーにも環境問題への取組の必要性を広く共有し、主流化への働きかけを行っていく方針。
- ナレッジネットワークの活用については、これまで同様、引き続き、各団体・組織の強み等も踏まえて、具体的な案件の実施に際して有効と思われるノウハウの共有や連携を検討していく。
- 環境対策の実施を上回るレベルで経済発展や開発が進むケースは発展著しい途上国においてしばしば見られる現象であるが、環境汚染を引き起こす要因を常に分析し、必要な対策を念頭に置いた協力を、引き続き進めていく。その際には、提言 (3) で記載されている点にも留意した協力を検討していきたい。
- 環境汚染対策分野における我が国の国際協力の取組に関し、積極的に対外発信を行っていく。

無償資金協力「日本方式」の普及の評価＜概要＞

評価者（評価チーム）

評価主任：佐藤寛（アジア経済研究所 新領域研究センター上席主任調査研究員）

アドバイザー：伊達卓二（保健医療経営大学 保健医療経営学部教授）

コンサルタント：みずほ情報総研株式会社

評価実施期間：2016年8月～2017年2月

現地調査国：ヨルダン・スリランカ

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249595.pdf>

評価の背景・目的・対象

日本は、2012年度以降、無償資金協力「日本方式」の普及の枠組みにより、日本で生産される機材・製品等の新興・途上国への供与を通じ、途上国の経済社会開発を支援するのみならず、同機材・製品等に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本企業の海外展開を支援すること等を目的とする、「日本方式」の普及のための案件を実施している。本評価ではこのスキームに基づく取組について総合的な評価を行った。

評価結果のまとめ（総括）

●開発の視点

（1）政策の妥当性

日本方式普及無償は、国際的な援助アンタイド化の潮流とは整合していないが、日本の上位政策とは概ね整合し、また供与製品分野の選択は国際的・国内的な重点分野に沿い、被援助国の開発政策とも整合的であった。以上から「政策の妥当性」の総合評価は、「非常に高い」とまでは言えないものの「高い」（high）と言える。

（2）結果の有効性

供与した機材の稼働状況は良く、メンテナンス体制も問題ないことは評価できる。相手国への貢献という点では、優先政策に合致する分野での機材供与であり、直接的な機材稼働による効果があり、政策実現に向けた効果も推察された。日本経済の活性化という面では、受注した企業の売り上げには貢献していたものの、市場開拓効果や最終的な「日本方式」の普及という目的に向けて、効果的な取組が見られないという課題があった。以上から、「結果の有効性」の総合評価は「ある程度高い」（moderate）と評価した。

（3）プロセスの適切性

案件を実施する上では、外務省、調達代理機関、相手国政府で適切な協議が行われていることが現地調査からうかがえた点は評価できるが、スキーム創設時の分野設定や既存スキームとの効果的な連携の模索などの検討が不十分であった点や、医療機材や防災機材については、具体的な製品やメーカー単位での海外展開の展望を協議して創設されたものではないこと、案件実施において現場レベルで予見性がなく、効果的な案件組成が難しいことなどの課題が指摘できる。以上から、「プロセスの適切性」については、「高いとは言えない」（marginal）と評価するのが妥当と考えられる。

●外交の視点

日本製品という目に見える形で供与されことや、交換公文（E/N）の署名までが迅速に行われるといった要因もあり、要人往来等の外交行事と結びつけて実施できる可能性があるといった外交的效果が確認できた。また、外交ツールの多様化といった効果も確認できた。二国間関係への影響としては、政府レベルや受益者レベルで日本製品への親近感の向上といった効果が確認できた。



スリランカの病院に供与されたCTスキャナ

提言

1 PDCA サイクル確立のためのスキーム・案件の目標の明確化

インプット目標について、地域別や分野別にニーズ整理等を行うことにより、計画の具体化に努めるとともに、アウトプット・アウトカム目標の明示、効果的かつ現実的なモニタリングの制度的実施を検討するべきである。

2 案件形成の予見性の向上と現場レベルの権限強化

本スキーム実施を念頭に置いた国別の調査や、候補案件リスト等の作成を事前に行うことを通じて、重点対象国を選定することや、現場レベルでの事前の案件形成に向けた調整や、他の取組との効果的な連携ができる体制を整えるべきである。

3 医療・防災機材の優先対象機材の選定

自動車分野については業界団体とも調整し、環境面での優位性がある分野に特化しているのに対し、医療機材・防災機材はそうになっていない点を改善するために、日本の強みをアピールできる機材群を設定していくことが必要である。

4 国際的な目標への位置づけの明確化

日本方式普及無償は、ODA をより日本の経済的な国益のために戦略的に用いていくということが意図されており、日本の産業振興の側面が他のスキームに比べても強いスキームとなっている。一方で ODA の本来的な役割としては、国際的な課題や途上国の経済社会の発展を目指すことであり、その点から批判されかねないという懸念がある。この点を改善していくため、日本の経験や技術を用いて、環境・エネルギー、医療、防災といった国際的な課題解決に貢献するスキームとして本スキームを再定義していくことを提案する。



ヨルダン環境省に供与されたハイブリッド車

対応策の例

- 在外公館とも連携しニーズの収集・整理、対象分野の特定を行うと同時に、本スキームの位置づけや目指すべき成果を明確化することにより、可能な限り具体的な計画・目標の作成に努める。2017 年度から完了した案件を対象に事後評価制度を導入し、結果の公開を前提とする評価プロセスの体系化を図る。
- 年度の早期における候補案件形成に努めることで予見性の向上を図る。また、案件形成にあたっては、在外公館主導で、具体的成果を見据え、JICA 案件等との連携の可能性についても検討し、より熟度の高い支援の実現を目指す。
- 関係府省及び関係機関等と連携し、我が国の各産業・分野の海外展開状況等も踏まえつつ、本邦技術・制度の認知度向上や規格・標準化に資する分野・対象機材の特定を行い、案件形成につながるような機材群の設定を行う。
- 本スキームは、開発協力大綱も踏まえつつ、途上国の開発と日本経済活性化という両方の側面に考慮した取組であることを明確化するとともに、個別の案件実施に際しては、持続可能な開発目標（SDGs）（例：健康、教育、エネルギー、気候変動、生物多様性他）を始めとする国際目標に対応する支援であることを対外的にも説明していく。

タイの産業人材育成分野への支援の評価＜概要＞

評価者（評価チーム）

評価主任：大野泉（政策研究大学院大学教授）

アドバイザー：高橋与志（広島大学大学院 国際協力研究科准教授）

コンサルタント：株式会社三菱総合研究所

評価実施期間：2016年7月～2017年3月

現地調査国：タイ王国

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249596.pdf>

評価の背景・目的・対象

我が国はこれまで、東南アジア地域を中心に、世界各地で産業人材育成分野の支援を展開してきた。タイにおいては、長年にわたり多数の本邦企業が進出し、我が国経済の重要なサプライチェーン拠点として機能してきたことと並行し、官民一体で人材育成に関する様々な取組が実施されてきた。本評価では、1980年以降の取り組みを評価し、今後のODA政策の立案や実施に寄与する提言を示した。

評価結果のまとめ（総括）

●開発の視点

（1）政策の妥当性

タイへの産業人材育成支援は、日本の上位政策（旧ODA大綱や開発協力大綱、タイへの援助政策）やタイの開発ニーズと整合性が高く、また日本は本分野において量と内容面で他ドナーにない比較優位性をもち、国際的な援助潮流に先駆けて取り組んできたことが確認された。一方、「産業人材育成協力イニシアティブ」（2015年11月発表）までは、独立した分野として十分に明文化・発信がなされておらず、今後、政策的な位置づけや情報発信を強化していく必要がある。よって、政策の妥当性はある程度高いと評価した。

（2）結果の有効性

（1）政策人材の育成、（2）裾野産業人材の育成、（3）産業支援人材の育成、（4）高等教育・職業訓練校を通じた民間人材の育成、（5）三角協力・南南協力の担い手への発展、の5分野のケーススタディにより評価した。（1）・（5）では、工業省裾野産業開発部をはじめ政策・制度や仕組みを構築・推進していく人材が育成され、知日産業人材の輩出にもつながった。（2）・（3）・（4）についても、直接の支援対象とした人材の育成は実現しており、総じて、結果の有効性は高いと評価した。ただし後者に関しては（中小企業診断士や職業訓練校等）、支援の効果を波及させる仕組みの確立には到っておらず、今

後の課題といえる。

（3）プロセスの適切性

（1）当該セクターにおける開発課題の把握、（2）関係機関の援助実施体制、（3）モニタリングやフォローアップの実施状況、の3つの視点から評価し、全体として、日本による産業人材育成は適切なプロセスのもとに実施されていると判断した。同時に、ニーズ把握や実務上の調整においては「人材育成円卓会議」（2016年3月～）以前は産官学の広範な関係者が参画するプラットフォームはなかったところ、「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」（2016年12月）を契機に、日本の支援のモニタリング・フォローアップを含め、包括的な取組を強化する必要がある。

●外交の視点

日本の援助は、タイの地場産業振興によるタイの産業力の強化に資すると同時に、自動車産業を中心とした製造業においてタイに進出する日系企業の活動の支援・促進に貢献しており、経済外交の観点から両国に裨益をもたらした。また、知日産業人材の成長・活躍は外交的波及効果として重要である。



自動車裾野産業育成に関する研修を受講した企業

提言

1 日本の支援における産業人材育成の主流化及び分野別開発政策の策定

日本の産業人材育成支援は、その比較優位性にもかかわらず、政策的な位置づけが必ずしも十分でなかった。各国での産業人材育成のニーズの高まりを踏まえ、①開発協力重点方針で産業人材育成支援の重要性を継続的に示し、②被援助国全般に対する本分野の支援拡充に向けた産業人材育成分野の分野別開発政策を策定すること、を提言する。

2 タイの産業人材育成システムの高度化に向けた制度整備に関する政府間対話の強化

「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」を好機として、今後、日タイ政府間対話の強化を通じ、これまでの支援の効果のより広範な展開と、それを通じたタイの産業人材の高度化に向けた制度環境の整備を推進することを提言する（工学分野や職業訓練校の志願者拡大、中小企業診断士の活躍促進等）。

3 包括的・実効的な支援計画の策定、実施、モニタリング・評価

タイにおける日本の支援規模に鑑み、タイの産業課題や労働需給、及び教育セクターの現状や将来を踏まえた包括的な支援計画を策定し、その実施、モニタリング・評価、及び個々の支援の実効性を高めるためのローカリゼーションへの計画的取組を推進していくことを提言する。

4 包括的・実効的な産業人材育成支援に向けた体制、仕組みの構築

産業人材育成は、政府・産業界・教育機関等、多様な主体の参画を必要とする。政策・実務の両レベルにおいて、産官学連携しての包括的・実効的な支援体制の構築を提言する（日タイ双方の産官学関係者からなる人材育成円卓会議の継続的開催、及びその成果の政策展開、実務レベルの支援組織の設置等）。

5 知日派産業人材の戦略的活用・育成

日本の支援の有効性や適切性、及び外交的な効果を高めるにあたり、タイの知日派産業人材が果たした役割は極めて大きい。知日派産業人材を戦略的に活用・育成する仕組みの構築を提言する（有能な人材の特定・活用、人材に関する情報の引き継ぎ、組織横断的な共有等）。

6 日本の産業人材育成支援に係る情報発信の強化

日本の産業人材育成支援は、他ドナーと比較して際立った特徴と長い歴史がある。日本の産業人材育成支援の特色をとりまとめた媒体を作成し、比較優位性の発信やドナー間協調に活用していくことを提言する。その際、国際的な援助潮流との関係性も留意した情報発信することが重要である。

7 タイの産業人材育成対策のモデルと他国への展開

タイへの本件支援から得られた教訓・経験に基づき、産業人材育成支援のモデル化を図り、タイや他国における今後の支援、タイによる南南協力を通じた支援において役立てていくことを提言する

対応策の例

- 日本による産業人材育成の支援拡充に向け、開発協力重点方針等、国際協力に関する重要方針や外務大臣のスピーチ等において、産業人材育成支援の重要性を継続的に示す。
- 2016年12月に取り交わした「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」を好機として、今後、ハイレベル間対話や大使館と関係省庁間の対話等の機会を活用し、タイの産業人材の高度化に向けた制度環境の整備を協議、推進する。
- タイの産業課題や労働需給、及び教育セクターの現状や将来を踏まえ、日タイ間の将来の産業人材育成に関する包括的な協力枠組みにハイレベルで合意する。
- 産業人材育成支援に際しては、産官学連携を重視し、産官学での案件形成への関与や対話の機会を促進する。
- 本邦に留学する研修員の戦略的な人選や留学を終えた帰国研修員のモニタリングやフォローアップを含め、在外公館の役割強化を検討する。
- A S E A N首脳会議や外相会議等マルチの機会も用いて、日本の産業人材育成の取組を紹介し、発信を強化する。
- タイでの協力方針を念頭に、各国での産業人材育成協力を進める。また、タイの要請に基づき、タイを中心とした第三国協力も検討する。

日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査

背景

日本 NGO 連携無償資金協力は、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国・地域の住民に直接裨益する経済・社会開発事業に対して ODA 資金を供与するスキームです。(2016 年度の同スキームによる資金協力実績は、総額約 43.4 億円 (計 102 事業・54 団体・29 か国・1 地域))

日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、資金協力スキームにより実施した事業に対する評価を充実させるため、2005 年度以降、毎年事後調査を実施しています。

調査の目的

事業が完了してから一定期間 (3 ~ 4 年) 後の状況について調査を実施。調査結果は、実施団体にも通報しており、PDCA サイクルの一環として外務省と在外公館との間で類似案件を審査する際の参考情報としています。

調査方法

各事業を所管する在外公館の職員が、事業完了後 3 ~ 4 年後をめぐりに調査します。調査にあたっては、所定の共通様式 (「事後状況調査シート」) を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認します。また、建物・機材の維持管理状況、教育・訓練施設・人材の活用状況、日本の ODA による援助であることを示すなどの広報協力の実施状況、維持管理体制等についても確認します。評価結果は、3 段階の総合評価 (A ~ C) を付して、外務省に報告されます。

調査結果の概要

2016 年度は、日本 NGO 連携無償資金協力により 2012 年度に贈与契約が締結された全事業 92 件のうち、治安情勢により調査が困難であった案件、翌年度も継続して実施している案件等を除く 28 件 (計 23 団体・17 か国) を対象に 2016 年度末までをめぐりに調査を実施し、「A」は 21 件、「B」は 6 件、「C」は 1 件との総合評価を得ました。



母子保健センター利用促進キャンペーン
特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構
(於ホンジュラス)



ガザ地区農業セクターの復興と強化、人材育成と環境保全型農業の普及事業 (第 3 次)
特定非営利活動法人 パレスチナ子どもキャンペーン (於パレスチナ自治区)



ゴンベ州における地雷処理・地域復興支援事業
特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会 (於アンゴラ)

政策評価法

日本の政策評価制度は、2001年に行われた中央省庁等改革の大きな柱の1つとして導入されました。各府省は、同年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」という。）によって、その所掌する政策について自己評価を行うことが義務付けられています。

その主な目的は、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底することであり、各府省は、政策の目的・目標が国民や社会のニーズに合っているか（必要性）、使われた費用に見合った成果が上がったか（効率性）、期待された効果が上がったか（有効性）を中心に、その政策を評価します。そして、評価結果を政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てます。

なお、政策評価の詳細については、総務省の「政策評価ポータルサイト」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）を御覧ください。

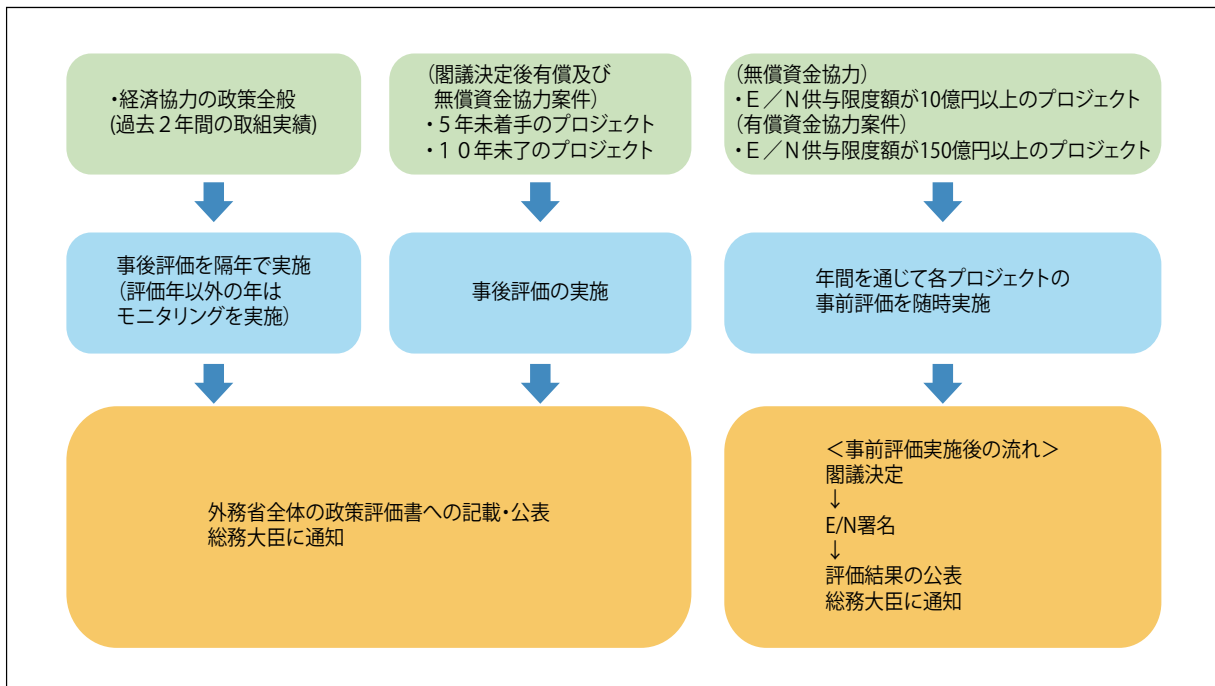
政策評価法に基づく外務省のODA評価

政策評価法及び同施行令に基づき、外務省では、ODAに関する施策について、以下の評価を行っています。各評価の流れは下図のとおりです。

(1) 政策レベル（事後評価）

政策評価法第6条、第7条及び第8条の規定に従い、評価の手法、実施体制、情報の公開などの評価に関する基本的な事項について定めた基本計画（3年から5年毎策定）及び評価の対象となる施策などについて定めた実施計画（年度毎に策定）に基づいて政策評価を実施し、その中でODAに関する施策の評価も行っています。2016年度に実施した施策に係る評価・モニタリングについては、2017年度外務省政策評価書に掲載しています。

政策評価法に基づく外務省のODA評価の流れ（注）



（注）政策評価法に基づく ODA 評価は自己評価

(2) プロジェクト・レベル（事前及び事後評価）

(ア) 事前評価

政策評価法第9条及び同施行令第3条第5号に基づき、無償資金協力案件についてはE/N供与限度額が10億円以上、有償資金協力案件についてはE/N供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の案件をそれぞれ対象とし、当該案件を採択した根拠という観点から事前評価を行っています。事前評価は、当該案件の閣議決定までに行い、E/N（交換公文）

署名後に外務省ホームページで評価結果を公表しています。

2016年度には、無償資金協力案件は40件、有償資金協力案件は29件について、事前評価を実施しました。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page25_000053.html

無償資金協力案件の事前評価：40件（E/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクト）

国名	案件名	交換公文署名日 （日本時間）
ルワンダ	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	2017年3月31日
カンボジア	バットバン州病院改善計画 コンポントム上水道拡張計画	2017年3月30日
キルギス	ビシュケクオシ道路雪崩対策計画	2017年3月30日
パプアニューギニア	アロタウ市場及び水産設備改修計画	2017年3月27日
フィリピン	違法薬物使用者治療強化計画	2017年3月23日
モザンビーク	カーボデルガード州国道三百八十号橋梁整備計画	2017年3月15日
リベリア	第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画	2017年3月14日
キューバ	稲種子生産技術向上のための農業機械整備計画	2017年3月10日
タジキスタン	ドゥシャンベ変電所整備計画	2017年3月9日
ミャンマー	ミャンマーラジオテレビ局放送機材拡充計画	2017年3月3日
アフガニスタン	ヘラートにおける農業バリューチェーン向上計画 （UN連携／UNOPS実施を通じて）	2017年2月27日
ネパール	ボカラ上水道改善計画	2017年2月15日
ブータン	国道四号線橋梁架け替え計画	2016年12月16日
アフガニスタン	小児感染症予防計画（国連児童基金（UNICEF）を通じて）	2016年12月13日
ミャンマー	マグウェイ総合病院整備計画	2016年12月7日
モルディブ	地上デジタルテレビ放送網整備計画	2016年10月27日
スーダン	コスティ市浄水場施設改善計画	2016年10月11日
東ティモール	ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画	2016年9月30日
カンボジア	ブノンベン公共バス交通改善計画 第三次地雷除去活動強化計画	2016年9月27日
キューバ	主要病院における医療サービス向上のための医療機械整備計画	2016年9月22日
セネガル	ダカール港第三埠頭改修計画	2016年9月20日
タジキスタン、アフガニスタン	災害リスク軽減及び対応能力強化計画（UNDP連携）	2016年9月7日
ネパール	主要空港航空安全設備整備計画	2016年8月31日
コートジボワール	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画	2016年8月17日
エジプト	エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画	2016年7月26日
モザンビーク	イレクアンバ間道路橋梁整備計画	2016年7月20日
キリバス	ニッポン・コースウェイ改修計画	2016年7月11日
スリランカ	海上安全能力強化計画	2016年6月30日
ミャンマー	口蹄（てい）疫対策改善計画	2016年6月2日
スリランカ	ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画	2016年5月18日
ガーナ	野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画	2016年5月18日
モーリタニア	国立ヌアクショット公衆衛生学校拡張・機材整備計画	2016年5月9日
ラオス	国道九号線橋梁改修計画	2016年5月4日
ウガンダ	ウガンダ北部グル市内道路改修計画	2016年4月29日
ミャンマー	少数民族地域における緊急食料支援計画（国連世界食糧計画（WFP）連携）	2016年4月27日
シリア	危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要に対応するための電力安定供給計画（UNDP連携）	2016年4月15日
トーゴ	ロメ漁港整備計画	2016年4月13日
ミクロネシア	コスラエ州電力セクター改善計画	2016年4月1日

有償資金協力案件の事前評価：29件（E/N供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト）

国名	案件名	交換公文署名日 (日本時間)
インド	ムンバイ湾横断道路建設計画（第一期） チェンナイ地下鉄建設計画（第五期） 貨物専用鉄道建設計画（電気機関車調達） アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画（フェーズ2）（第一期） タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ2）	2017年3月31日
インドネシア	ルンタン灌漑近代化計画 コメリン灌漑計画（第三期）	2017年3月29日
マダガスカル	トアマシナ港拡張計画	2017年3月21日
ミャンマー	貧困削減地方開発計画（フェーズ2） ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズI）（第二期） ヤンゴン都市圏上水整備計画（フェーズ2）（第一期） 農業・農村開発ツーステップローン計画	2017年1月18日
イラク	電力セクター復興計画（フェーズ3）	2017年1月10日
ミャンマー	バゴー橋建設計画	2016年12月23日
ネパール	ナグドゥンガ・トンネル建設計画	2016年12月22日
セネガル	マメル海水淡水化計画	2016年11月15日
フィリピン	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズII）	2016年10月26日
エジプト	電力セクター復旧改善計画 大エジプト博物館建設計画（第二期）	2016年10月24日
スリランカ	アヌラダプラ県北部上水道整備計画（フェーズ2）	2016年10月10日
タイ	バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第三期）	2016年9月30日
ボリビア	ラグナ・コロラダ地熱発電所建設計画（第二段階）	2016年9月27日
バングラデシュ	クロスボーダー道路網整備計画（バングラデシュ） ダッカ都市交通整備計画（II） マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（II） 災害リスク管理能力強化計画	2016年6月29日
ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベントイン・スオイティエン間（1号線））（第三期） 第二期ホーチミン市水環境改善計画（第三期）	2016年5月28日 2016年5月6日
パナマ	パナマ首都圏都市交通3号線整備計画	2016年4月20日

（イ）事後評価

政策評価法第7条第2項及び同施行令第2条に基づき、資金協力に関する未着手案件（政策決定（※1）後5年を経過した段階で当該案件がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動（※2）が行われていない経済協力案件）及び未了案件（政策決定後10年を経過した段階で当該案件がその実現を目指した効果が発揮されていない（※3）案件）対象として、事後評価を行っています。この評価は、政策評価の実施計画に基づき、当該案件を継続するか中止するかの

観点から行っています。評価結果は、年1回、外務省ホームページ及び外務省政策評価書で公表しています。2017年度には、有償資金協力案件の未着手案件1件、未了案件22件の合計23件について、事後評価を実施しました。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_000095.html)

※1：「閣議決定」

※2：有償資金協力案件の場合、「貸付実行」。無償資金協力案件の場合、「先方政府口座への資金支払い」。

※3：有償資金協力案件の場合、「貸付実行の完了していない」。無償資金協力案件の場合、「先方政府口座への資金支払いの完了していない」。

未着手案件の事後評価：1件（有償資金協力案件）（5年未着手のプロジェクト）

国 名	案件名	交換公文締結日
インドネシア	バンドン市内有料道路計画	2011年8月18日

未了案件の事後評価：22件（全て有償資金協力案件）（10年未了のプロジェクト）

国 名	案件名	交換公文締結日
インドネシア	国有電力会社発電業務改善計画	2007年3月28日
インドネシア	ブサンガン水力発電所建設計画	2007年3月28日
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備計画	2007年3月28日
インドネシア	国土空間データ基盤整備計画	2007年3月28日
インドネシア	アチェ復興計画	2007年3月28日
ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタインーヌオイティエン間（1号線））	2007年3月30日
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画	2007年3月30日
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画	2007年3月30日
インド	グジャラート州森林開発計画フェーズ2	2007年3月30日
インド	アグラ上水道整備計画	2007年3月30日
インド	アムリトサル下水道整備計画	2007年3月30日
インド	オリッサ州総合衛生改善計画	2007年3月30日
パキスタン	インダス・ハイウェイ建設計画（III）	2006年12月13日
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備計画	2006年6月26日
エジプト	大エジプト博物館建設計画	2006年4月30日
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水計画	2006年4月29日
チュニジア	国営テレビ放送センター計画	2007年3月12日
チュニジア	南部オアシス節水農業支援計画	2007年3月30日
モロッコ	下水道整備計画（II）	2007年3月30日
イラク	灌漑セクターローン	2007年1月10日
イラク	アル・ムサイブ火力発電所改修計画	2007年1月10日
イラク	サマーワ橋梁・道路建設計画	2007年1月10日

2.3 各省庁による評価

各省庁は、主に政策評価法に基づいて ODA 関連の政策等の評価を行っております。2016 年度に実施した政策等の評価は以下のとおりです。次ページ以下では、このうち★のついた案件の概要を紹介しております。

府省庁名	評価対象	評価対象の政策・施策・事業名	評価の種類	評価者
金融庁	事業	★アジアの新興市場国等の金融行政担当者を対象とした研修事業	政策評価	自己評価
総務省	政策	I C T 分野における国際戦略の推進	政策評価	自己評価
	事業	万国郵便連合への貢献	政策評価	自己評価
	事業	★国連アジア太平洋統計研修所運営事業への支援	政策評価	自己評価
法務省	施策	★法務行政における国際協力の推進	政策評価	自己評価
財務省	施策	★国際開発金融機関を活用した支援	政策評価	自己評価
文部科学省	施策	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	その他の評価	自己評価
	施策	★国際交流の推進	その他の評価	自己評価
	施策	国際協力の推進	その他の評価	自己評価
厚生労働省	施策	★国際機関の活動への参画・協力を推進すること：国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること	政策評価	自己評価
	施策	国際機関の活動への参画・協力を推進すること：世界保健機関（WHO）、国連合同エイズ計画（UNAIDS）等の国際機関が行う技術協力事業等に対して協力すること	政策評価	自己評価
農林水産省	政策	★総合的な食料安全保障の確立	政策評価	自己評価
	施策	★持続可能な森林経営の推進に向けた国際的な協調及び貢献	政策評価	自己評価
経済産業省	施策	★海外市場開拓支援	政策評価	自己評価
国土交通省	政策	★国際協力、連携等の推進	政策評価	自己評価
環境省	事業	★途上国におけるフロン等対策支援事業費	政策評価	自己評価
	事業	国際的水環境改善活動推進費	政策評価	自己評価
	事業	アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	政策評価	自己評価
	政策	環境国際協力推進費	その他の評価	自己評価
	施策	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	その他の評価	自己評価
環境省	施策	世界適応ネットワークアジア太平洋地域等事業拠出金	その他の評価	自己評価
	施策	アジア諸国における 3 R の戦略的実施支援事業拠出金	政策評価	自己評価
	事業	国際自然保護連合分担金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際湿地保全連合分担金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際自然保護連合拠出金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際連合環境計画拠出金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	政策評価 / その他の評価	自己評価

アジアの新興市場国等の金融行政担当者を対象とした研修事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：2017年6月
評価者：金融庁

政策

施策

事業

<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

政策等の内容

アジア諸国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施。

評価結果の概要

●総合評価

新興市場国の金融当局者を対象とした研修事業として、2016年8月に銀行監督者セミナー、同年11月に保険監督者セミナー、2017年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催し、新興市場国の金融当局者の能力開発に資する重要な機会となった。

●必要性（妥当性）

我が国と緊密な関係を有する新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において重要であることから、我が国の経験の共有や技術協力を通じ、新興市場国の金融当局者の能力向上や人材育成に取り組む必要がある。

●有効性

各セミナー終了後の研修生に対するアンケートでは、「研修を通して多くの役に立つ知識を得た。自国の銀行監督上の問題のほとんどが、セミナーにおけるプレゼンテーションでカバーされており大変有益であった」、「全体的に有用で、自国にとって得るところが非常に多く、本セミナーで得られたことを自国の今後の発展にぜひとも生かしたい」、「研修に参加したことで、今後の監督の方向性を考えるよいきっかけを頂いた」などの好評価を得ている。

●効率性（適切性）

国際機関の活動や金融取引のグローバル化が進展する中、新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において重要。また、新興市場国の金融当局の能力及び人材育成に取り組むためには、日本の金融制度に係る知見の共有等、当局が主体となり実施する必要がある。

教訓・政策への反映・対応策

新興市場国の金融・資本市場の整備に向け、新興市場国の金融当局者の能力向上や人材育成に、継続的かつ積極的に取り組む必要がある。また、対象国については、従来関係を構築してきたアジア諸国に加え、その時々に進出金融機関のニーズなどを踏まえ、適切に選定を行っていく。執行に当たっては費用対効果を十分に考慮した取組を実行していく必要がある。



証券監督者セミナー



保険監督者セミナー

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

政策等の内容

国際連合アジア太平洋統計研修所（SIAP）は、アジア太平洋地域等の開発途上国における統計の作成能力・研修能力強化のための事業を実施している。事業は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）加盟国等からの分担金による現金寄与のほか、現物寄与、国際機関からの資金提供等により運営されている。日本（総務省）は、SIAP 招請国として、現金寄与（分担金拠出）及び現物寄与（施設・設備等の提供、外部講師の派遣及び地方自治体における実地研修の実施、総務省職員による SIAP の事業運営に必要な国内調整）を実施している。

評価結果の概要

●総合評価

SIAP 研修修了者から各国統計部局長等の幹部職員や中核となる職員が多数輩出され、近代的な統計制度の構築及び人材育成を担ってきた。このように SIAP が実施してきた統計能力構築への貢献の重要性及び研修の有用性については、国連統計委員会、ESCAP 総会等の国際会議の場において、多くの国から高い評価を得るとともに、2030 アジェンダを踏まえた新しいニーズへの対応、同アジェンダに関する指標分析手法の研修、e ラーニングコースの拡充等が要望され、引き続き質の高い研修の提供が期待されている。また、日本による SIAP への継続的な支援に対する謝意や SIAP に対する継続的な支援の要請がなされるなど、我が国による SIAP への支援は高く評価されている。以上の点から、SIAP に対する日本の支援は成果をあげていると評価できる。

●必要性（妥当性）

SIAP は、各国統計部局の統計作成能力向上及び指導的／中核的役割を担う人材の育成等に大きく貢献してきた。近年では、2015 年の国連総会において採択された 2030 アジェンダのゴールとターゲットの測定のために、各国統計部局の統計能力の構築・向上が一層強く求められており、そのために SIAP が果たす役割はますます重要視されている。このような人材育成に関する国際的事業に積極的に貢献することは、日本の国際的地位の向上及び信用・信頼の確保等に寄与するものであり、引き続き本事業を推進していく必要がある。

●有効性

SIAP は、国際連合で唯一の統計研修の専門機関である。研修コースへの各国からの参加要望は、募集定員を上回る応募のあるコースもある等、極めて高く、昭和 45（1970）年の設立以来、2016 年度末までに 137 개국・地域の 1 万 6,139 人の政府統計職員に対し研修を実施しており、研修修了者の

中から各国統計部局長等の幹部職員を多数輩出する等、諸外国の統計に関する人材育成に貢献してきている。国際的に高い評価を得ている SIAP 研修事業に対する日本の支援は、我が国の統計技術や考え方を普及するとともに、国際統計の分野における我が国の地位を高めることにもつながると考えられる。

●効率性（適切性）

SIAP では、各種国際会議、開発途上国を対象としたニーズ調査の実施、研修参加者からの報告、各国統計部局幹部職員とのネットワーク等を活用して、具体的な研修ニーズ（例：行政データを活用した統計の作成、新たな政策課題や産業構造を把握するための統計の作成、e ラーニングの拡充等）を把握し、コースカリキュラムに反映させている。また、各国及び国際機関からの現金寄与・現物寄与については、各種国際会議の場等を通じて日本から継続的に増額要請を行っているほか、日本（総務省）が行う現物寄与については、研修への効果及び必要性を精査した上で、入札による調達の実施、二者以上からの見積書比較等による経費節減に努めている。

教訓・政策への反映・対応策

各国及び国際機関の寄与によって運営されている SIAP が、2030 アジェンダのような新たな課題に対応して、SIAP 事業を安定的に実施していくためには、これら各国の SIAP へのオーナーシップを高め、各国及び国際機関による現金寄与及び現物寄与の拡充に向けた取組が必要である。また、我が国の統計技術や考え方の普及に関しては、総務省統計局等と協働したセミナーを予定しており、日本の事例紹介等にも取り組んでいる。

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

政策等の内容

刑事司法・犯罪者処遇等の分野において、国際連合（国連）と協力して研修・研究等を行うとともに、法制度整備支援として、対象国の法制の維持・整備のための研修・調査研究等を推進する。

評価結果の概要

●総合評価

国連の施策及び取組を踏まえ、国際基準や各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等の実施及び国際会議への参加により、最新の国際的知見・情報の収集や、国連等の関係機関との関係強化ができたことに加え、第13回国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRESS）において、女性犯罪者に関するワークショップを企画・運営し、大きな成果を上げた。さらに、日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、「サイバー犯罪の現状と対策」、「次世代を担う刑事司法職員（矯正・保護）の育成」、「社会内処遇における多機関連携」等を主要課題とする計10回の国際研修等を実施した。法制度整備支援においては、対象国のニーズに応えた国際研修や国際会議の招へい等の成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。特に、ベトナムにおいて改正民法等が成立したほか、インドネシアにおいて知的財産に関する新たな協力を開始した。したがって、国際協力の推進という所期の目標について、着実な成果が得られている。

●妥当性

国連と協力して行う研修・研究及び調査において、可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式が適切である。また、法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるため妥当な手段である。

●有効性

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、域内各国が今後取り組むべき課題についての議論を通じ、関係機関と緊密な関係を構築できた。さらに、国際会議で得た情報や人的ネットワークは、国際研修等で活用

しているとともに、日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効である。また、支援対象国のニーズに応えた国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等であり、研修・研究の成果は各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されており、これらの実績は、日本の国際社会における地位向上にも資するため、有効である。

●効率性

国連主催の犯罪防止に関する重要な会議への参加は、日本の刑事司法運営の貴重な資産となり、効率的な人的ネットワークの拡充ができた。また、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、日本国内及び現地における研修・セミナーの開催、専門家会議の開催、学者や法律実務家によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

国連と協力して行う研修・研究及び調査は、国連との協定や「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」等を踏まえ、今後も継続実施していくとともに、二国間研修を含む新規研修等についても積極的に開拓する。また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、日本の国際社会における地位向上にも資するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行う。



法制度整備支援連絡会場の様子



第13回コンGRESSワークショップ（2015年4月）



第160回国際研修（2015年5月）

http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/

政策等の内容

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献する。さらに、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。

評価結果の概要

●総合評価

財務省は、MDBsの主要株主として、MDBsが行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。

2016年度には、日本は、世銀で最貧困国支援を担う国際開発協会（IDA）の増資に係る議論を主導し、過去最大の増資の実現に寄与した。

この他、インフラや保健、防災など日本が重視する分野でのMDBsとの連携を進めており、例えばインフラ分野では、質の高いインフラ投資の国際的展開に向けADBやIDB、AfDbとJICAの協調融資を推進し、また、世銀においては質の要素を考慮する新たな調達制度が導入された。

保健分野では、2016年8月のTICADI VIにおいてアフリカにおけるUHC実現に向けた政策枠組み“UHC in Africa”を発表、さらに2017年1月には、UHC推進の取組みをアフリカだけでなく全世界で具体的に実践していくためのイニシアティブを世銀と開始した。

また、防災分野では、世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施している。このように、MDBsの活動に積極的に貢献するとともに、MDBsの知見を活用しながら効果的な支援を実施することができた。

●有効性及び効率性

MDBsは、①貧困削減、気候変動、防災等の地球規模課題や国際社会の重要な問題に中心となって取り組み、国際協力における豊富な経験が蓄積されている、②国際協力の幅広い分野を網羅し最先端の専門的知識を有する優秀な人材が全世界から集まっている、③数多くの現地事務所を有することにより現地の支援ニーズを的確に把握し、きめ細やかな支援を可能とする優れた情報網を有する、④途上国の債務状況やガバナンスについてのデータを基に客観的な指標を作成し、それに基づいた援助が行えるなどの長所があり、この長所を活かしたMDBsを通じた支援は、国際協力の極めて効果的かつ効率的な手段である。

●必要性

MDBsが上述のような長所を有していることを踏まえれば、途上国の安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進するためには、日本として、各MDB本体への出資や各MDBに設置した日本信託基金を通じた支援を実施することが必要である。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。また、MDBsの専門的知見や人材を活用することで、日本の支援の効果・効率を増大させる。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していく。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介する。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1375239.html

政策等の内容

諸外国との留学生交流等を通して、国際社会で活躍できる日本人を育成するとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資する。

評価結果の概要

●総合評価

我が国の更なる発展のため外国人留学生の戦略的な受入れの促進等に取り組んでおり、外国人留学生数は着実に増加している。一方、日本人の海外留学者数が減少傾向にある実態に鑑み、日本人の海外留学への機運醸成を図る取組を継続するとともに、官民協働の枠組の充実を図り、日本人学生の海外留学をきめ細かく支援する留学環境整備に関する取組を推進する必要がある。

●必要性

「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」（ともに2013年6月閣議決定）における目標達成に向けて、優先度の高い施策であり、双方向の留学生交流を支援するための留学環境整備等の着実な実施に努めた。

●有効性

大学等における国際交流の促進については、外国人留学生

数が全体として増加傾向にある一方で、日本人の海外留学者数は減少傾向にあるため、留学の主たる阻害要因の一つに挙げられる経済的負担の問題に対し、奨学金支援の更なる充実が有効と考えられる。

●効率性

奨学金等の経済的支援だけでなく、官民の協働により日本人の海外留学への機運醸成を図る取組を推進するとともに、高校段階からの国際理解教育の一層の充実などの中長期的な視点に立った取組の推進を図るなど、限られた予算の範囲内で効率的な運用に努めた。また、外国人留学生の戦略的な受入れのために設定した海外の重点地域において、日本留学のプラットフォームとなる留学コーディネーターを配置した。

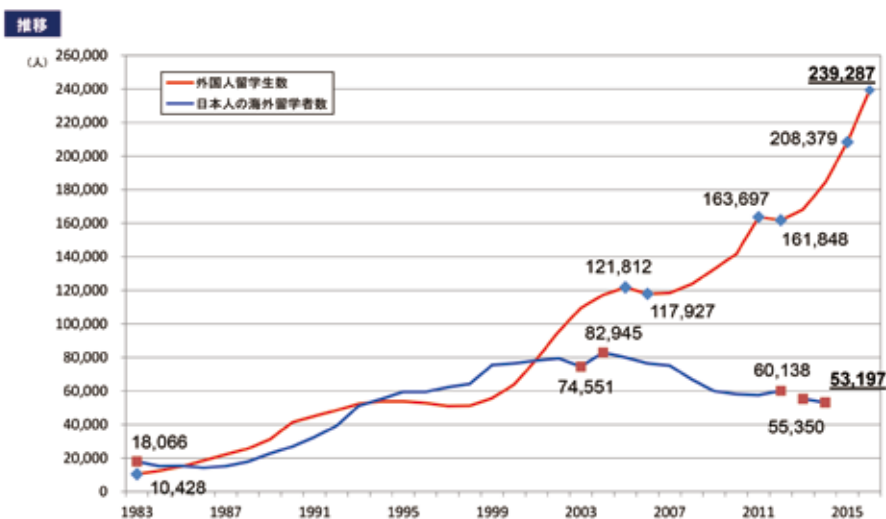
教訓・政策への反映・対応策

引き続き、双方向の留学生交流を促進するため、民間の協力も得ながら各施策を着実に実施する。

備考

当該政策・施策は、非ODA事業も含む。

外国人留学生の受入れ数及び日本人学生等の海外留学者数の現状



※日本人留学生数については、OECD、ユネスコの統計については、2013年を対象とした調査から、各国より提出されるデータの多くが「外国人学生数」（もともと当該国に居住していた学生を含む）ではなく、「外国人留学生数」（留学を目的として他の国に移り住んだ学生）となっているため、前年までの推移（60,138人）との比較はできない。

※外国人留学生数については、2011年度より日本語教育機関に在籍する外国人学生について外国人留学生数に含んでいる。

（出典）外国人留学生数：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」（各年5月1日現在）

日本人留学生数：OECD「Education at a Glance」、IEE「Open Doors」、ユネスコ文化統計年鑑等

国際機関の活動への参画・協力を推進すること：国際労働機関が行うディーセントワーク実現のための事業等に対して協力すること

政策 施策 事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：2016年9月(最終評価月)
評価者：厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/jizen-hyoka_h28.pdf

政策等の内容

国際労働機関（ILO）への任意拠出を通じて、ILO 専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施。

（１）アジア地域における社会保険制度整備支援事業、（２）アジア地域における社会セーフティーネット構築のための基盤整備等支援事業、（３）アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業など

評価結果の概要

●総合評価

全体として、ILO を通じた協力については、我が国の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会への貢献及び国際化にふさわしい厚生労働行政の推進に向けて、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

●必要性（妥当性）

ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けて、社会セーフティーネット構築の重要性は各種国際会議において指摘されており、引き続き必要な事業を継続する必要がある。

●有効性

国際労働機関アジア太平洋地域総局（ILO/ROAP）等の専門家による詳細な事業計画の策定・現地調査、日本やILO が蓄積する社会セーフティーネット構築等の経験及び知見の活用により、各事業とも、事業計画に定めた計画目標を達成しており、ディーセントワークの実現に寄与している。

●効率性（適切性）

各事業とも、事業計画達成に必要な最低限のコストで実施されており、計画目標も達成されている。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き、ILO/ROAP が作成する報告書を精査するなどを通じ、有効に事業が実施されているか確認する。また、実施状況をレビューするための ILO/ROAP との年次協議では、アジア地域の援助ニーズを把握し、プロジェクト内容の見直しを適宜行うこととする。そして、プロジェクトの実施期間（概ね３年間）終了時にはプロジェクト存続の必要性を検討し、所期の目標を達成した事業については終了することとする。

備考

当該施策は、一部に ODA 予算を含む。

より詳細な情報は厚生労働省ホームページを参照。



ネパール大地震で生じた瓦礫や地滑り処理のための政府関係者（技術者）に対する労働安全衛生トレーニング支援



労使関係の安定的構築のための国別ワークショップ

農林水産省

総合的な食料安全保障の確立

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：2014年8(最終報告月)
評価者：農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/sougo/index.html>

政策等の内容

総合的な食料安全保障確立のため、アフリカ諸国等開発途上国に対し、技術支援・資金援助・食料援助等の国際協力を推進することにより、「国際的な食料の供給不安要因への対応」を図る。

評価結果の概要

●総合評価

国際協力の推進に関する施策が進められており、世界の食料安全保障の強化への貢献が着実に図られている。

●必要性

世界の人口増や途上国の所得の向上等により、中長期的な世界の食料需給のひっ迫が予想される中、食料の多くを海外に依存する我が国の食料安全保障を確保するためには、途上国の農業・農村の振興を図る等、平素から世界の食料安全保障の強化が必要であり、講じられた政策手段は妥当な取組内容である。

●有効性

サブサハラ・アフリカの米の生産を2018年までに1,400万トンから2,800万トンに倍増するための取組に対する支援を実施し、2011年に2,000万トンが生産されたほか、マメ類やイモ類の増産の支援を行うなど、開発途上国における農林水産分野に関する基礎的調査や技術開発・人材育成、さらには国際機関への拠出を通じた国際協力を推進した。また、東アジア地域においては、大規模災害等の緊急時に人道的な

観点から対処することを目的として、2012年7月にアセアン+3（アセアン諸国及び協力3ヶ国（日本、中国、韓国））緊急米備蓄（APTERR）協定が発効し、同地域内での緊急米備蓄体制が構築された。これら国際協力の推進により、世界の食料安全保障の強化への貢献が着実に図られている。

●効率性（適切性）

FAO等国際機関に支出する拠出金、開発途上国における農業生産拡大、漁業技術・資源管理の取組への支援、気候変動に対応したかんがい排水技術の開発及び普及促進、海外農業農村開発協力の促進等、体系的に整理された適切な政策手段を実施している。これらを通じて、アフリカの食料増産や東アジア地域における緊急米備蓄体制の確立など、国が主体的に取組むべき課題に対して一定の効果が得られており、手段の効率性が認められた。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き、近年の穀物価格の高騰等を踏まえた、総合的な食料安全保障のための取組を着実に進めて行くことが必要。

備考

当該政策・施策は、非ODA事業も含む。また、当該政策の2016年度政策評価は、実績評価時の政策手段の概要・実績とした。

持続可能な森林経営の推進に向けた国際的な協調及び貢献

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：2017年8月
評価者：農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/h29/pdf/sheet28_17.pdf

政策等の内容

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、日本が有する知見や人材等を活用し、多国間・二国間の連携、官民の連携等、多様な枠組みを通じた国際協力を推進する。

評価結果の概要

セミナー等を通じた、途上国における森林保全活動に必要な情報や技術の普及等を行った結果、民間企業等による森林保全・植林プロジェクト数が増加する等、世界における持続

可能な森林経営の推進に向けて日本が多様な枠組みを通じて実施した国際協力プロジェクトの数は増加傾向にあり、本施策は一定の効果を上げていると評価できる。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き、我が国が有する知見や人材等を活用し、多様な枠組みを通じた国際協力を推進する。

備考

当該施策は、非ODA事業も含む。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/28fy-seisakuhyouka/32.pdf

政策等の内容

我が国の高度な技術や付加価値の高い製品・サービスの世界市場への展開を通じた海外市場の獲得に取り組む。

ODA・貿易保険等のツールを用いて、貿易・投資についての情報提供や環境整備を実施する。

評価結果の概要

●総合評価

「インフラシステム輸出戦略（2013年5月经協インフラ戦略会議決定、2015年6月改訂）」に加え、日本企業のインフラシステム輸出を一層推進すべく安倍総理より公表された「質の高いインフラパートナーシップ（2015年5月）」とその具体策（2015年11月）に基づき、円借款手続きの迅速化、サブ・ソブリン向け円借款、投資保険期間の長期化等貿易保険の機能を強化した。また、昨年度に引き続き積極的なトップセールスを行い、2015年5月のカタール大規模発電・造水事業の日本企業の受注等着実な成果に結びつけた。さらに、2015年4月に本邦企業が国際的な事業展開を安定的に行える環境を整備するための貿易保険法改正を実施した。

これらの取組に加え、事業実施可能性調査（F/S）、相手国の人材育成支援、公的ファイナンス支援、政府間対話等を行うことにより、我が国輸出額の増加に貢献した。

●必要性（妥当性）

（1）「日本再興戦略」の「国際展開戦略」の一環として「海外市場獲得のための戦略的取組」が掲げられており、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限にいかして海外市場獲得を図ることとされている。

その際、新興国については、対象となる市場の経済発展の度

合い、日本企業の進出の程度等を勘案し、官民一体となった市場開拓を進めることとされており、これを踏まえ以下の施策に取り組むこととした。

- ・日本の高度な技術や付加価値の高い製品・サービスを世界市場に展開するため、官民一体による戦略的な海外市場獲得を図る。特に新興国については、経済発展度合い、日本企業の進出状況等の実態に即した新興国市場の開拓を図る。

- ・ODA・貿易保険等のツールを用いて、相手国のニーズに応えつつ、インフラ等の新興国の膨大な需要を獲得する。

（2）海外市場獲得に関しては以下の課題があり、これら課題に対応するため、引き続き本施策を推進することが必要である。

- ・迅速かつ柔軟なファイナンス付与。

- ・政策対話、技術実証、ロビイング活動支援、ミッション派遣等に加え、海外で先行的に市場投入するような企業取組支援、文化摩擦を越えるためのマッチング支援。

- ・環境問題、高齢化等社会課題解決に資する日本企業の製品・サービスが適切に評価されるようなルール形成及び普及・啓発。

●有効性

「日本再興戦略」の「海外市場獲得のための戦略的取組」において、新興国の市場開拓目標として、①中国・ASEAN地域、②南西アジア、中東、ロシア・独立国家共同体（CIS）、中南米地域、③アフリカ地域の輸出額を、それぞれ2020年までに2011年比で①及び②地域は2倍、③地域は3倍を目指すこととしており、本施策において輸出額を測定指標として設定し、目標年度、目標値も同様とした。また、2014年度から「対外直接投資残高」を新たな指標として設定した。

●効率性（適切性）

厳しい財政状況の下、引き続きより少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ政策を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、国内の各業界からのニーズや、国際的な諸情勢を踏まえ、引き続き貿易・投資のための環境整備の実施や海外市場の獲得に向けた取組等を着実に実施していく。

備考

当該政策・施策は、非ODA事業も含む。



専門家による現地での技術指導（ベトナム）

国土交通省

国際協力、連携等の推進

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：2017年3月(最終評価月)
評価者：国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/>

政策等の内容

日本の国内市場が中・長期的に減少傾向にある一方で、アジアを始めとする新興国においては、引き続きインフラ整備を始めとした大きな需要が見込まれている。日本が培ってきた技術と経験を活かしたインフラシステム輸出の促進は、日本が成長を継続していくための重要な課題であり、具体的には、官民連携による海外プロジェクトの推進に取り組むため、政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等、日本の優れた技術・システムの国際標準化等へ向けた取組を推進する。

さらに、相手国にとって技術移転や雇用創出を含めた真に役立つインフラ整備を進めることは、グローバル競争における日本の強みであり、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係構築、連携強化にも資する。

このような観点から国土交通省では、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続して実施するとともに、開発途上国の自立的発展にもつながるセミナー・研修の開催、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援をしている。

なお、経協インフラ戦略会議において「インフラシステム輸出戦略」(2017年度改訂版)が決定された(2017年5月29日)ほか、「日本再興戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)にも国際展開戦略の一部として掲げられ、政府全体での取組の推進を図っている。

地域・国ごとに焦点となる国交省関係の海外展開プロジェクトを整理・明確化した「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」(2016年3月策定)につき、相手国の状況や政治・経済状況等の進展を踏まえ、2017年3月に改定。国土交通省の取組が一層効果的なものとなるよう、我が国の競争力の強化、推進体制の強化、民間資金の一層の活用、新技術等の活用、国土・地域開発計画等の上流計画形成への積極的関与、他国と連携した第三国への取組の推進の6つの点について、新たに強化していくこととした。

評価結果の概要

●総合評価

相手国のニーズや国際的諸情勢を踏まえ、トップセールス、JICA研修員受入、専門家派遣、調査等を継続的に実施する

ことで、大型案件の受注や有益なプロジェクトの実施に繋がっており、本政策は一定の効果を上げていると評価できる。

●必要性(妥当性)

特に国際協力の場において国土交通分野の重要性は大きく、経済社会基盤の整備は不可欠である。そのため国土交通省では日本で蓄積した知識と経験を活かした海外プロジェクト支援・政策対話の実施・技術移転等を通して国際協力、連携等を推進している。

●有効性

日ASEAN交通大臣会合などの国際会議、多国間・二国間会議、セミナー、研修等を継続的に実施することにより、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト数は増加の基調にあり、本政策は、相手国や国際機関との連携・協力の一層の強化のために有効である。

●効率性(適切性)

対象国や分野の重点化を図り、積極的に国内外の関係省庁・機関と連携するとともに、効率的に事業を実施している。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、インフラシステム輸出の促進につながる国際協力・連携等の推進のための継続的な取組を、効果的に実施する。

また、日本の強みである「質の高いインフラ」を整備することで、国際協力、連携の強化に努める。

具体的には、①トップセールスの展開や案件形成の推進といった「川上」からの参画・情報発信、②海外進出企業のビジネスリスク軽減、③相手国の制度整備支援や人材育成等のソフトインフラの展開、相手国との人的ネットワークの構築等に努める。

備考

本事業は非ODA事業を含む。



第14回日ASEAN
交通大臣会合
(2016年11月、フィリピン)



専門家による研修指導
(港湾分野)(荃湾)



専門家による研修指導
(港湾分野)(博多港)

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

政策等の内容

環境省では、アジアの途上国に対し、モントリオール議定書のスケジュールに沿ったオゾン層破壊物質の削減・転換を支援するとともに、日本の技術を活かしたオゾン層破壊物質の適切な処理に係る対策支援を行っている。

評価結果の概要

●総合評価

環境省では、アジアの途上国に対し、モントリオール議定書のスケジュールに沿ったオゾン層破壊物質の削減・転換を支援するとともに、日本の技術を活かしたオゾン層破壊物質の適切な処理に係る対策支援を行っている。

フロンはオゾン層破壊物質であるとともに強力な温室効果ガスでもあるが、開発途上国では、2015年時点で40億トンCO₂以上のフロンが冷蔵庫やエアコンに使われている。冷蔵庫やエアコンからフロンを回収して再利用できないものを適切に処理すること、フロン類を使用しない（ノンフロン）製品や技術を広めることは重要であり、環境省は、日本の経験や技術を活かし、排出抑制制度やノンフロン技術の紹介を行うなど、地球温暖化防止の観点からも貢献している。

環境省では、これまでモンゴルでのノンフロン技術への転換技術支援や、アジア太平洋地域を対象とした国際会議における我が国のフロン対策紹介などにより、日本の技術や経験を開発途上国に広めてきた。2016年度はモンゴル及び中国におけるHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン：オゾン層破壊物質の一種）削減管理計画に関する支援プロジェクトの取組を進めており、現地視察や具体的な取組推進のための会合の開催等、一定の効果を上げたと評価できる。

●必要性（妥当性）

2011年、北極圏上空にオゾンホール（観測史上最大のオゾン破壊）が国立環境研究所を含む国際研究チームにより観測され、今後も確実にモントリオール議定書を実施していくことの重要性が再確認された。

加えて、モントリオール議定書の対象物質にHFC（ハイドロフルオロカーボン：温室効果ガスの一種）を追加する議定書キガリ改正が2016年に採択され2024年または

2028年からの規制開始が予定されていることから、我が国を含む先進国の技術支援が必要不可欠になっている。

オゾン層破壊物質の転換及び適切なフロン類の処理について日本が主体的に支援・協力することは、日本の技術の普及を促すとともに、オゾン層保護及び地球温暖化防止につながることから、日本の国益と国際社会のニーズに合致しており、一層寄与していく必要がある。

●有効性及び効率性（適切性）

モントリオール議定書のスケジュールに沿った途上国でのオゾン層破壊物質の削減・転換については、2013年よりHCFCの削減が開始されることから、現在世界の途上国で急務となっている。特にアジア各国においては、オゾン層破壊物質の転換に加え、今後の経済成長に伴ってフロン類の使用が増加すると考えられるため、移行する代替物質等の選択やフロン類の適切な処理を促すことは、地球温暖化を防止する観点からも極めて有効かつ効率的である。

教訓・政策への反映・対応策

特にフロン類の排出抑制については、技術とともに社会制度の構築が重要である。また、各国の社会活動の規模や地理的条件等により、適切な排出抑制の制度及びノンフロン技術等を提供する必要がある、引き続き国際機関や各国との連携を図り、ニーズの把握及びプロジェクトの実現に向けた取組が必要である。



アジア太平洋地域の
オゾン層保護に関する会合
(2016年6月、フィジー)



支援プロジェクトの現地確認
(2016年9月、モンゴル)

2.4 国際協力機構（JICA）による事業評価

評価の概要

JICA は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力（JICA 所管分）の個別のプロジェクトについて、共通した枠組みによる評価（プロジェクト・レベル評価）を行うとともに、個別のプロジェクト単位ではなく、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行う取組（テーマ別評価）なども行っています。

また、評価に際しては、評価結果の活用（フィードバック）の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、説明責任の確保にも取り組んでいます。

共通の枠組みによる評価

技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれの協力スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなどを考慮しながら、PDCA サイクルに沿って、個々のプロジェクトの事前段階の評価から、実施中のモニタリング、事後段階の評価、そしてフィードバックまで基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。

また、OECD-DAC が定めている DAC 評価 5 項目（第 1 章 8 ページ参照）による評価や、事後評価のうち外部評価におけるレーティング（格付け）方式の採用などにより、分かりやすく統一的な評価結果の公開に取り組んでいます。

客観性と透明性を確保した評価

事後評価では、事業実施の効果を客観的な視点で検証する観点から、案件の規模に応じて外部の評価者による評価（外

部評価）を取り入れています。

また、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価に関連した説明責任の確保を図るため、外部有識者により構成される事業評価外部有識者委員会において、評価の制度や体制、手法などに関する助言を得ています。

さらに、実施した事業評価の結果をホームページで公開し、事業評価案件検索ページを設けています。これにより、国民の評価情報へのアクセスが容易となるとともに、プロジェクトの形成・立案や、実施管理、評価・モニタリングに従事する関係者への評価情報の提供を行っています。

（事業評価案件検索ページ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>）

評価結果の活用を重視する評価

JICA の事業評価は、類似の事業の計画・実施に反映してそれら事業の質を高めるためのフィードバック機能の役割も担っています。具体的には、新しい事業を開始する段階で実施する事前評価の際に、事業担当部が、過去の類似案件の事後評価などから得られた教訓を参照・活用しています。

また、教訓情報をより活用しやすい形でまとめるために、2016 年度のテーマ別評価において、エネルギー分野で約 400 件の個別事業の事後評価結果を対象に、汎用性・実用性が高い 19 の教訓（ナレッジ教訓）に整理しました。

さらに、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すために、主な分野・課題ごとに、標準的な指標例を順次整理しています。

これら教訓や指標例を活用することで、事業計画段階や実施段階の質の向上が期待されます。

PDCA サイクルと各段階の評価・モニタリング

PLAN	DO	CHECK	ACT
事前評価	モニタリング (事業進捗促進)	事後評価	フィードバックへ アクション
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング（事業進捗促進）及び事業終了時点での協力成果の確認	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証し、教訓・提言を導出	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映

注）協力形態や規模によっては、適用されない場合があります。

事業完成後の効果を検証する事後評価

外部評価（原則として協力金額 10 億円以上の事業を対象とする事後評価）では、2016 年度は 90 件の結果を取りまとめました。外部評価では、評価結果をわかりやすく示すために、4 段階のレーティングが付されます。その結果、総合評価は A（非常に高い）が 35 件（39%）、B（高い）が 47 件（52%）、C（一部課題がある）が 5 件（6%）、D（低い）が 3 件（3%）となりました^{※1}。A と B の合計が全体の約 9 割を占めており、これらの事業においては期待されていた効果が得られたものと判断できます。

ただし、レーティングは事業の成果などを測る指標としては有用ですが、事業の難易度などは対象に含んでいないため、結果として、開発事業の全ての事柄を包含しているわけではありません。

また、在外事務所等が評価者となる内部評価（協力金額 2 億円以上 10 億円未満の事業を対象とする事後評価）を 68 件実施し、2016 年度に結果をまとめました。3 分の 2 の事業で、事後評価段階において計画に照らして期待したレベル、もしくはそれ以上の結果が出ているものと判断できました。

これらの事後評価結果は、全件、JICA 内及び開発途上国の関係者に対しフィードバックを行うとともに、JICA ウェブサイトで公開しています。

（事後評価の結果 <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/after.html>）

※1 財政支援については試行的に事後評価を実施しており、レーティング対象外としています。

セクター課題の深掘、プロセスの分析など

JICA では、事業評価結果を活用し、セクター課題を掘り下げて分析することにより、より有用な教訓の導出に取り組んでいます。2016 年度は港湾セクターにおける具体的かつ実効性の高い対応策として、セクターの技術的知見を持つ内部人材が計画時の留意事項（需要予測、新港の利用につながる政策、運営・維持管理に関する問題と教訓）を取りまとめました。

また JICA では、外部の有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」から技術的助言を得ながら、効果発現のプロセスの確認および分析の深化を目指した「プロセスの分析」の手法の整理に、複数の分析アプローチの試行を通じて取り組んでいます。分析アプローチの一つ、「プロジェクト・エスノグラフィー」は人類学のフィールド調査の記録手法であ

るエスノグラフィー（民族誌）を用いて開発事業の実施プロセスを記録する手法です。2016 年度はこの手法を簡易的に用いた事業の実施プロセスの分析をインド「デリー高速輸送システム建設事業」で行いました。これに加えて、ケニア「ニャンザ州保健マネジメント強化プロジェクト」を対象にしたプロセスの分析にも着手しました。

さらに、近年は、事業効果の向上、事業の質の改善のための根拠（エビデンス）に基づく事業実施を推進しています。その主要なツールとして、開発課題の改善・解決のために行われる施策や事業、開発モデルが、対象となる社会に引き起こした変化を統計学や計量経済学の手法を用いて検証する「インパクト評価」を重視し、取り組みを進めています。



アフガニスタン「地方開発支援プロジェクト」（外部評価）から、事業で建設した送電施設



インド「デリー高速輸送システム建設事業」（プロセスの分析）から、デリーメトロの女性専用車両内の様子



ベトナム国「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」（内部評価）から、対象村落協働管理ネットワークのチームメンバーとコーヒー畑



フィリピン「スービック港開発事業」（セクター課題の深掘）から、コンテナターミナルの様子

ウルグアイの林業分野における日本のODA評価＜概要＞ (被援助国政府・機関等による評価)

対象国：ウルグアイ

評価実施者：レプブリカ大学カルロス・マンテロ氏及びラテンアメリカヒューマンエコノミーセンター レオポルド・フォント氏
(コンサルタント)

評価実施期間：2016年10月～2017年3月

評価の内容

評価の目的

これまでのウルグアイの林業分野における日本の政府開発援助（ODA）を総括的に評価し、ウルグアイの南南協力戦略のための有益な知見及び提言を得る。

評価の対象・時期

1989年から2003年において日本が実施した以下の案件を対象とする。

- (i) 国家造林5ヶ年計画(1989-1991)
- (ii) 林産工業開発基本計画(1999)
- (iii) 林木育種基礎技術開発計画(1990-1993)
- (iv) 林木育種計画(1993-1998)
- (v) 林産品技術試験計画(1998-2003)

評価方法

「被援助国政府・機関などによる評価実施要領」（外務省ODA評価室作成）に基づいて実施する。評価基準は、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3項目とする。また、ウルグアイ大統領府予算企画庁（OPP）の行政管理・評価局（AGEV）がこれまでに実施した設計評価、プロセス評価及び実績評価などの知見とグッドプラクティスも活用する。

調査のための情報収集に当たっては、以下の方法を使用した。

- (i) 文献調査
- (ii) 主要関係者へのインタビュー
- (iii) 現地調査（施設や設備など）

評価結果

総論

実施された開発調査及び技術協力プロジェクトは、総じて目標を十分に達成した満足のできるものであったと評価する。質の高い技術指導、適切な経歴をもった日本人専門家（特に長期専門家）の派遣、また技術移転や研修が目標の達成に寄与した。また、日本の開発協力は、ウルグアイの林業分野における優先課題と地球規模の開発課題の両方を考慮したものであった。すべての日本の開発調査と技術協力プロジェクトは期待された成果を成し遂げ、ウルグアイの林業開発に大きく貢献したと言える。また短・中期的にはこれらの成果は持続可能であることが示された。

●政策の妥当性

ウルグアイの林業分野における日本の協力は、評価対象期間の日本の開発協力政策及び改定されたODA大綱と整合し、また、ウルグアイの開発計画とニーズにも合致していた。さらに、日本が推進した林業政策とも整合しており、環境に関連する主要な国際条約等、ミレニアム開発目標（MDGs）などの国際的イニシアティブにも沿ったものであった。

●結果の有効性

評価対象期間における日本の開発協力は、同国の林業分野の発展に大きく貢献した。開発調査と技術協力プロジェクトは期待された成果を十分に出し、目標を達成した。人材の育成、技術や機材の提供、また、きめ細かい協力と適切な協力期間（短・中長期的に）がそれらに寄与したと言える。

●プロセスの適切性

案件形成の段階で両国が協力し、入念な計画を立てたことにより、ウルグアイ側の開発ニーズが考慮された案件が形成された。知識が豊富な日本の専門家と、ウルグアイの開発ニーズに詳しい現地の専門家の組み合わせがプラスの要因となった。

開発調査と協力プロジェクトの実施過程は円滑で適切であり、目標の達成へとつながった。ウルグアイの制度整備や実施機関の組織体制は、総じて案件実施の制約にはならなかった。日本人専門家（特に長期派遣）と現地のカウンターパートの共同作業が総じて高く評価されている。

提言



写真提供:ウルグアイ技術研究室(LATU)

1 日本の支援を通じた南南協力（三角協力）

本評価で得られた教訓の質と量、そしてグッドプラクティスは満足の行くものであり、南南協力及び日本の参加のもと実施する三角協力において活用できる。

2 長期的な援助効果持続のための戦略的な計画

長期的な援助効果の持続は、ウルグアイの林業分野全体における変化への対応力と時代のニーズへの政府的確な対応力に依存する。適切なアクションを導入するために、将来の機会、脅威、強みと弱みを認識するためのアクターの分析を含め、戦略的に計画を策定することを提言する。

3 評価関連情報の体系化

コラム

ウルグアイにおける林業分野の日本のODA 評価

ウルグアイ大統領府予算企画庁行政管理・評価局

在ウルグアイ日本大使館の支援の下、ウルグアイ大統領府国際協力庁（AUCI）と予算企画庁（OPP）の行政管理・評価局（AGEV）が協力し、「ウルグアイにおける林業分野の日本のODA 評価」を実施しました。

私たちは、今回、日本政府により「被援助国政府・機関等による評価」を依頼されたことは非常に名誉なことだと感じました。今回の共同作業と評価の実施が、ウルグアイにおける国際協力の評価分野の発展においてマイルストーンになったと言えるでしょう。

今回の評価の主な目的は、日本のウルグアイへのODA 政策を評価することによって、ウルグアイの今後の南南協力戦略のために有益な教訓と提言を得ることでした。評価の対象は、1989年から2003年の間に日本の協力により実施された林業分野の5つのプロジェクトに設定しました。本評価には、日本の外務省が設定した評価基準、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3項目を使用し、また、ウルグアイのAGEV とAUCI が過去に実施した公共事業の設計・実施に関する研究（『Design, Implementation and Performance Evaluation』）から、評価のノウハウも活用しました。評価は、AGEV とAUCI の管轄の下、プログラム・プロジェクト評価の経験が豊富な林業分野の専門家によって実施されました。

今回の評価で、ウルグアイの林業分野における30年以上に渡る日本の支援の成果を総括的に見ることができ、また、国際協力プロジェクトに関する情報と教訓を体系化することができました。評価の結果、林業分野における日本の協力がウルグアイの発展に多大なる貢献をしたことが明らかになりました。日本のウルグアイの林業分野におけるODA は、国際協力の成功モデルといえるものであり、今後ウルグアイが行う南南協力において、重要な教訓となるでしょう。



報告会出席者



報告会の様子

国際協力に関する記録と情報の体系化を強化させることが望ましい。特に業務進捗報告書、実施済み案件に関する終了報告書及び評価報告書。

4 南南協力及び三角協力のためのグッドプラクティス

- (i) 各国の強力なカウンターパートがいることが重要である。
- (ii) 開発協力を開始する前に、現状・ニーズ、活用できる既存情報・キャパシティ等について深く分析する。
- (iii) 短・中長期的な計画を策定する。
- (iv) 林業分野の開発に関し、画一的解決策は存在しないため、グッドプラクティスを蓄積し、適正化させる工夫が必要である。
- (v) ウルグアイが林業分野において後発開発途上国に対し技術支援を行う。
- (vi) 長期間にわたり協力を行う。

第3章

第三者評価結果（2015 年度）の フォローアップ

3.1 国別評価	44
●ベトナム国別評価	
●太平洋島嶼国の ODA 案件に関わる日本の取組の評価	
●コーカサス諸国への支援の評価	
●モロッコ国別評価	
3.2 重点課題別評価	49
●環境関連ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた日本の取組の評価	
●「日本教育協力政策 2011 - 2015」の評価	
3.3 スキーム別評価	53
●債務免除の評価	
3.4 その他の評価	54
●ODA における PDAC サイクルの評価	

外務省では、第三者評価から得られた提言について、その対応策を策定した上で、その実施状況のフォローアップを行っています。第3章では、2015年度の第三者評価から得られた主な提言に対する対応策の実施状況（2017年7月時点）を紹介します。2015年度評価の概要及び各報告書は、外務省ホームページで御覧いただけます。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html)

ベトナム国別評価

1 国際協力のフロントランナーとしてのベトナム事例の活用

提言

日本の対ベトナム援助は、日本の他国に対するODAの規範となる数々の特長を有している。日本の他国へのODAのグッドプラクティスとして、他の開発途上国の在外公館の経済協力担当官やJICA事務所の間で共有されるべきである。またその際、日本が生み出してきた種々の暗黙知を、ナレッジ・マネジメントを通じて効果的に形式化していくこと（注：執務参考資料、マニュアル等の作成）が重要となる。

フォローアップ状況

- 本件ODA取組のグッドプラクティスについて、JICA在外事務所長会議等の機会に共有した。また、JICA本部において、ケーススタディとして、対ベトナム農業支援の概要や取組に関する勉強会を開催した。

2 社会セクターへの援助の効果的アピール

提言

社会セクターへの援助の実績のアピールは、相対的に弱い感がある。具体的には、環境や保健の分野に関して、その実績のアピールをより高めるべきである。地球温暖化対策の取組に関して、ベトナムで日本が先導的役割を果たしていることは、これまで以上にアピールする意義のある貢献であると考えられる。また、拠点病院建設に取り組んできたことなどの日本の貢献について、日本国内及びベトナムでの認知度をより上げるよう広報していく意義がある。

フォローアップ状況

- 日本向けには、「人身取引対策ホットライン」にかかる体制整備プロジェクトについてホームページ公開、対ベトナム気候変動分野の協力についてJICAニュースレターを発信した。ベトナム向けには、「麻疹・風疹混合ワクチン製造基盤技術移転プロジェクト」へのプレスツアーを実施した。

3 不正腐敗再発防止策の着実な継続

提言

不正腐敗事件が日本企業とベトナム政府との間で起こらないよう、日本政府が「改善策」、「再発防止策」を着実に履行するのみならず、日本企業及びベトナム政府にも注意を喚起し続けていく必要がある。
（注：再発防止策を履行していたとしても不正腐敗事件が再発する可能性はあり、再発した場合、適切な再発防止策をとっていたことを対外的に説明できるようにしておくべきとの趣旨）

フォローアップ状況

- ベトナム政府に対しては、2016年12月の政策協議や、その他両国の要人会談の場において「改善策」、「不正腐敗防止策」の確定を求めるなど、継続的な注意喚起を行っている。

1 大局的な観点からの島嶼国への援助の継続

提言

太平洋島嶼国に対する援助を検討する際には、援助効率や絶対的な裨益人口規模のみを重視するのではなく、外交上の政治的・社会的な意義も含めより大局的な見地から、経済的自立を目指すことが難しい小規模島嶼国に対しても持続的に援助していくことが重要である。



フォローアップ状況

- 2018年開催予定の第8回太平洋・島サミット (PALM8) に向け、第7回太平洋・島サミット (PALM7) で表明した支援方針に基づき支援を実施。引き続き、外交的観点や環境・気候変動対策・防災等、大局的な見地からの援助を実施していく。

2 民間セクターの関与を促す援助の実施

提言

ODAを触媒として、日本と太平洋島嶼国との間で民間セクターの貿易・投資・観光関係を強化する具体的な取り組みを推進することが重要である。特に、太平洋諸島センターと連携しつつ、貿易・投資・観光分野における民間ビジネスの交流や事業化を、ODAを適宜活用しつつ促していくことが望ましい。



フォローアップ状況

- 太平洋諸島センターと連携し、2016年はサモアに官民合同経済ミッションを派遣した。ビジネスマッチング及び貿易投資セミナーを開催し、太平洋島嶼国とのビジネス関係強化の促進を図った。中小企業海外展開支援事業等も活用し、民間ビジネスの関係強化を図っていく。

3 事業の効果が継続されるような援助の実施

提言

島嶼国では人材流出や政府の予算不足が慢性的な課題であることを前提として、維持管理が容易になるような耐久性の強い施設等の建設や、援助事業の終了後に民間部門による運営維持管理を促す援助計画を行うことが望ましい。
また、過去に支援したインフラ整備事業に対しては、自然災害に対する強靱性を備えた改修事業を実施することが有効である。



フォローアップ状況

- 太平洋島嶼国各国を対象とし、社会インフラ計画・維持管理政策アドバイザーを派遣し、主に海運・港湾分野における開発政策や維持管理に関する技術支援を実施した。
パプアニューギニアにおいては、無償資金協力で供与した道路整備機材を有効活用するため、維持管理能力向上を目的とした技術協力を継続して実施していく。

4 第7回太平洋・島サミットの宣言内容の実施及び第8回太平洋・島サミットの開催に向けて

提言

人材育成等の支援の質的向上を図りつつ、「日本の顔の見える」支援事業を展開していくことが援助効果をより高めるために重要である。



フォローアップ状況

- 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS) では、修士課程での教育に加え、ネットワーク作りや親日派・知日派育成を目的として日本の中央省庁や地方自治体等でのインターンシップを実施していく。
日本の島嶼地域の知見・経験を踏まえ、ハイブリッドアイランド構想（安定的な電力供給及び燃料消費削減を目的とした、再生エネルギーの最適規模の導入とディーゼル発電の効率的運用を組み合わせた系統整備）の下、トンガでは、太陽光発電設備や風力発電システム、系統安定化装置を整備することで電力供給源の多様化及び電力の安定化を図るとともに、研修を実施することにより管理能力の向上を図っていく。

コーカサス諸国への支援の評価

1 農業・農村開発分野支援における支援目的の明確化(アゼルバイジャン)

提言

現行の国別援助方針では、農業関連事業の道筋がやや不明瞭であり、農業支援の効果の可能性が援助方針上に反映されているとは言い難い。

非石油セクター開発の観点あるいは地方支援の観点から、日本が持つ農業分野の知識や技術がアゼルバイジャン支援に十分活用されるよう、援助方針上での農業・農村開発事業の位置づけや援助目的の明確化を図ることが望ましい。

フォローアップ状況

- 2016年度版の事業展開計画の改定時に、「格差是正に向けた農村開発及び産業開発の強化」を開発課題として明記し、農業分野の位置付けを整理した。

2 現地実施機関・他ドナーとの意見交換・援助協調の促進(ジョージア、アルメニア)

提言

今後、日本のプレゼンスを増し、他ドナーの動向を踏まえた上での案件の形成・実施や円滑な連携ができるよう、ドナー会合への積極的な参加や、首相府援助調整ユニットへの円滑な情報提供(ジョージア)、援助協調会議への積極的な関与(アルメニア)が望まれる。

フォローアップ状況

- JICAにおいては、2016年5月にジョージア・フィールドオフィスを設置、日本人スタッフを1名配置し、ドナー会合への参加を行っている。加えてコーカサス3か国における関係者との調整及び情報収集等の実施体制強化を図るべく、2017年5月より日本人スタッフを1名増員し、フィールドオフィスを支所に格上げし、ODA実施体制の強化を図っている。

3 現地大使館の体制強化(アルメニア)

提言

アルメニア関係省庁及び他ドナーから日本との連絡調整、決定がスムーズに実施される体制の強化の要望があったことに加え、在アルメニア日本大使館からも人員不足の現状が報告されたことから、現地大使館の経済・開発協力担当者の増員が望まれる。

フォローアップ状況

- 2016年2月より在アルメニア大使館の館員1名を増員した。

4 コーカサス3か国を一体として実施する支援を視野に入れた体制の見直し及び共通の課題に対する支援促進(コーカサス諸国全体)

提言

無償資金協力及び技術協力関連業務に関しては、現在JICAウズベキスタン事務所の兼轄により個別に3か国の事業が実施されているが、各国の実施体制や政治的背景などから3か国を一体として実施する協力事業はこれまで困難であった。

今後は、防災、観光開発、環境分野など3か国に共通して関心が高く、3か国が一致して対処することが効果的であるテーマについて、地域連携を視野に入れた協力事業、研修、セミナー、シンポジウムなどの実施を通じ、政治的利害を超えた実務レベルでの3国間の意見交換・交流が更に促進されることが望ましい。また、コーカサス諸国に対するODAの実施体制強化が検討される際には上記を念頭に置いて見直しがなされることを期待したい。

フォローアップ状況

- 2016年度に「コーカサス地域観光開発のための基礎情報収集・確認調査」を実施し、コーカサス三国が共通して今後の産業振興の柱と掲げる観光セクターの調査を実施。各国における観光セクターの政策・制度・組織等及び課題を確認した。また、2017年5月にJICAジョージア・フィールドオフィスを支所化。JICAジョージア支所を中心としてコーカサス三国におけるニーズ把握に努め、各国でのODA実施体制の強化を図っている。

1 国別援助方針の再検討

提言

読み手のよりよい理解のために、日本の対モロッコ王国国別援助方針の大目標及び留意事項の表現ぶりについては再考の余地がある。また、モロッコにおける産業振興ニーズに応え、同方針の小目標の再検討を提案する。



フォローアップ状況

- 引き続き検討中の国別開発協力方針の改定にあたっては、モロッコにおける産業振興ニーズについても考慮の上、小目標の再検討も行う。

2 南南協力推進の一層の強化

提言

日本がモロッコとの連携で展開してきたアフリカ諸国に対する南南協力への評価は高く、外交面のインパクトも大きい。ともすれば不安定になりがちな地域の安定化への貢献も念頭に、モロッコによる南南協力の推進に対する日本の貢献の一層の強化が重要。



フォローアップ状況

- 2016年にモロッコ政府から要請のあった南南協力案件である「アフリカ交通人材育成プロジェクト」は、プロジェクトの早期実施等を目的として2015年要望調査（年次）として採択済。機動的な案件実施に向け、現在案件の詳細計画を策定中
- モロッコ側からその他の南南協力にかかる要請が出てきた場合は、要請内容と国別開発協力方針の整合等を踏まえ、南南協力推進に向けた検討を行う方針。

3 複数スキームの組合せ

提言

複数スキームの組合せによる効果を狙った支援の増進は、日本側・モロッコ側双方が期待しており、新たな支援の検討に当たっては、今後も取り入れていくことを提案する。



フォローアップ状況

- 先述の「アフリカ交通人材育成プロジェクト」及び「仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト」につき、技術協力プロジェクトとして採択することによって、単なる第三国研修に終わることなく、モロッコ側実施機関の研修実施能力の強化も図っている。また、2017年1月に交換公文に署名・交換した「海洋・漁業調査船建造事業」（有償資金協力）は、過去の対モロッコ無償資金協力、技術協力等を踏まえて案件形成を行った。

4 情報共有の促進

提言

日本の対モロッコ王国国別援助方針は、日本の対モロッコ支援の方向性を示す重要な文書であることから、翻訳、公開し、広く関係者に周知すべきである。また、相手国への情報提供に寄与するよう、数年先までの日本の支援の展望を示す事業展開計画の翻訳版の公開を提案する。さらに、日本側・モロッコ側双方の関係者が集う場を設け、日本の支援の情報を共有し、モロッコ側のニーズを把握する更なる努力が求められる。



フォローアップ状況

- 2016年2月に国別援助方針の仏語版を公開済み。在外公館においては対モロッコ政府との協議時や国際機関及び他ドナーとの協議時に仏語版の国別援助方針を用いて広く我が国の方針を周知させるべく活用している。
- モロッコ政府と協議を持つ機会は在外公館・JICA事務所・JETRO事務所の間で共有している。

5 プロセスの迅速化・透明性の向上

提言

事業開始までのプロセスの迅速化、案件選定に関わる結果の透明性の向上に努める必要がある。



フォローアップ状況

- モロッコ政府には日本の採択プロセスについて説明済みであり、モロッコ政府から質問があった際には、どの検討段階にあるのかを情報提供するなど、透明性の確保に努めている。

6 現地実施体制の強化に向けた継続的取組

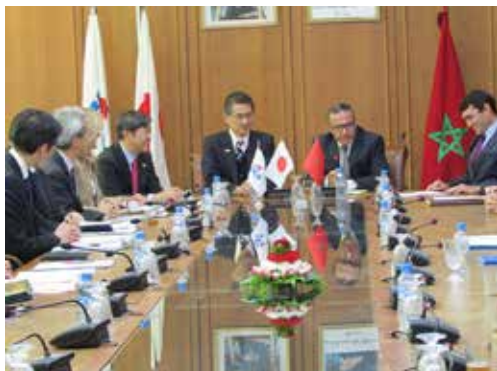
提言

本評価の提言「(4) 情報共有の促進」「(5) プロセスの迅速化・透明性の向上」に対応するため、今後も、現地実施体制の更なる強化に向けた継続的取組を提言する。



フォローアップ状況

- 月1回開催しているODAタスクフォース会議に加え、その外でも協力に向けた議論を積極的に行うなど、実施体制の強化に努めている。



海洋・漁業調査船建造事業計画
(2017年1月16日交換公文署名式の様子)



仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト
(2016年11月20日開講式の様子)

環境関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価

1 開発の視点と環境の視点の統合

提言

「開発」と「環境」という対立軸を解消していく取組を進め、開発と環境の統合的視点に立った案件形成と実施を推進していくべきである。

経済社会開発分野において、イニシアティブなどでうたわれている環境の視点の主流化をより推進し、国別援助方針や個々の案件形成においてイニシアティブなどの内容を盛り込む取組が必要である。同時に環境分野の側においても、例えば貧困削減の取組との連携や、環境保全と対立しがちな開発関係者の視点を組み込み、環境が開発の妨げになるという認識からの脱却を促進することが必要である。



フォローアップ状況

- 案件形成の初期段階や要望調査において、SDGsへの貢献を重視するようにしており、開発の視点と環境の視点を意識している。また、より環境に優しい開発に資する自然環境分野に関連する民間企業との連携も強化している。

2 被援助国の発展段階などに応じた国別の援助計画の強化と出口戦略の検討

提言

日本は支援対象国への国別の援助計画として、国別援助方針や事業展開計画を策定し、それに沿った支援を進めている。策定にあたっては、より相手国の発展段階を意識することや、相手国の自立を目指し、人的、知的アセットをどこに引き継いで活用していくかという検討も必要である。



3 環境分野のODAの面的広がり強化

提言

個々のプロジェクトの効果を地域レベル、国家レベルに広げ、政策的インパクトの強化を図る。また、日本が長年支援を実施してきた国で蓄積してきた知見を他国での支援に活用するという、他国支援への面的広がりを意識することもある必要である。



フォローアップ状況

- プロジェクトデザインの段階から実施の過程で、他地域への普及・展開のための資金源確保（他ドナーの資金を含む）の可能性の検討を行っている。また、プロジェクト終了後の活動の持続性に留意し、人材育成や政策・制度設計に努めている。

4 大学・NGOなどの地域組織の活用推進とその為のキャパシティ・ビルディングの実施

提言

地域住民と関わりが深く、環境問題や社会貢献意識を強く持つ大学やNGOをより活用し、キャパシティ・ビルディング（能力構築）も含めて支援していくことで、プロジェクトのインパクトや日本の支援が終わった後の自立発展性が高まると考えられる。



フォローアップ状況

- プロジェクトの詳細計画策定及び実施の段階で、地域にある大学・研究機関、NGOの活動状況等について情報収集と分析を実施し、現地再委託等の協力関係・連携の可能性を検討・実施している。

5 新興ドナーも含め他ドナーとの差異を認識し日本の強みを発揮すること

提言

自然環境保全分野において、日本は現場レベルでの活動に強みを発揮しており、また支援先として適切な国/地域の選定、援助手法の選択をすることで、日本のプレゼンスを維持することは可能であると考えられる。そのためにも他ドナーの動向や援助の内容を把握しておくこと、日本の強みを発揮できる支援への選択と集中を進めていくことが必要である。



フォローアップ状況

- プロジェクトの形成・実施の段階で他ドナーの活動に関する情報収集を行っているほか、定期的に情報交換を行い連携の可能性を検討・実施している。特に、JICAの現場レベルでの活動については、他ドナーとの重複（活動地域など）を避け、相乗効果が得られるようなプロジェクトデザインを検討し、成果の面的展開が図られるように努めている。

「日本の教育協力政策2011-2015」の評価

1 日本の教育協力政策の策定と主流化に関する提言

提言

上位政策としての教育協力政策の位置付けの明確化。

フォローアップ状況

●教育支援をテーマとする現地ODAタスクフォース遠隔セミナーを開催し、関係する在外公館及びJICAの現地事務所に新戦略についての説明を実施した。

2 日本の教育協力政策の実施に関する提言

提言

「現場重視の強み」の効果的な発信とさらなる強化。

フォローアップ状況

●日本の教育における強みを教育協力に活用する取組として、文部科学省において、外務省、経済産業省、JICA、JETRO等とも協力し、日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム事業（EDU-Port ニッポン）を実施。

提言

（プロジェクトの）プログラム化、有償資金協力の活用、マルチ支援の活用による相乗効果創出。

フォローアップ状況

●ザンビアにおいて、初等算数分野での中期的な協力計画を策定した。同計画においては、ザンビア教育省の基礎算数プロジェクトを支援するため、他ドナーと連携しながら、複数のスキームを組み合わせた協力を検討中。

提言

幅広い関係者を交えた定期協議開催による教育協力政策への共通の理解と関心の醸成。

フォローアップ状況

●国際教育協力連絡協議会、国際教育協力日本フォーラムを開催する等して、今後も引き続き、国内の関係省庁や実施機関、国際機関の日本事務所、NGO、民間セクター、有識者等の関係者と意見交換を行い、政策に対し理解と関心を高めている。

3 日本の教育協力政策のモニタリング・評価に関する提言

提言

適切なタイミングでの日本の教育協力政策第三者評価の実施。



フォローアップ状況

- 適切なタイミングで、本政策に係る第三者評価を実施する事を検討中。

4 外交の視点からの提言

提言

日本の教育協力政策及びその成果の効果的発信。



フォローアップ状況

- 国際教育協力日本フォーラムを毎年開催し主に日本国内の関係者に我が国の取組についての周知を促進。また、G7サミットやTICAD、ESCAP総会などの国際会議において、安倍総理などから日本の教育協力における取組について発言を行った。今後も、国際会議や要人往来等の機会を活用し、我が国ハイレベルから、グッドプラクティス等を効果的に発信していく。

債務免除の評価

1 上位政策との連続性の明示

提言

納税者への説明責任、及び関係者間における情報共有における対外的客観性を確保するため、開発協力大綱や他のODA政策などとの整合性を担保する形で債務免除に係る基本方針が示されることが望ましい。

2 債務免除のプロセスの透明性の向上

提言

国際・国内とも債務免除に至るプロセスは情報の機密性が高く、一般国民、また担当部署以外の者にとって債務免除がどのようなプロセスを経て決定されるのかを理解することは非常に困難である。したがって、日本はどのような立場や基準に基づき債務免除を決定し、実施プロセスにおいては、どのような点に留意しているのかを広く明らかにすることが望ましい。

フォローアップ状況

- 2016年版の開発協力白書において、「債務問題への取組」という項目を立て、債務免除等の債務救済措置に対する日本政府の基本方針やプロセス、これまでの実績等について記載し、ホームページ上でも公開している。

3 体系的な効果の把握及びモニタリングの実施

提言

債務免除はそれに特化した効果の把握やモニタリングの仕組みを有していない。したがって、債務免除が当該国にどのような開発効果をもたらしたのかについて、その効果を観察するための指標を設定し、それを定期的に確認する仕組みを国際社会と連携しつつ創出することが望ましい。また、当該国による債務不履行の常習化を防ぐため、そもそもなぜ当初返済可能と思われていた債務が維持不可能な水準まで延滞されるにいたったのかを正確に分析し、その問題の改善を目指すことも非常に重要であろう。

フォローアップ状況

- 2013年以降、円借款債務に関し、債務免除は実施していない。また、2016年度においては、2013年に円借款債務の免除を実施したミャンマーやコートジボワールに対する円借款供与に係る交換公文の署名を行ったが、その際、IMFの4条協議レポートや支援プログラムに関するレポート、IMF・世銀による債務持続性分析レポート等も参考にしつつ、これらの国々の財務状況や債務返済能力、国内の経済・金融改革プログラム、貧困削減に向けた取組等を確認できている。

4 被援助国の貧困削減支出へのコミットメントを担保する仕組みの創設

提言

債務免除は、その実施の際に改革努力を条件として債務国に課す点がその他開発協力に対して特徴的な点である。また債務免除を開発援助として位置づける場合、債務免除によって生まれた財政余剰が貧困削減支出として使用されて初めて、その財政上の効果が開発効果として結びつく。しかし、実際にはこの因果関係を確認することは困難である。したがって、ODA政策として債務免除が行われる場合には相手国に対して貧困削減支出を効果的に促す仕組みを、他の援助国と協調しつつ創意工夫していくことが望ましい。

ODAにおけるPDCAサイクルの評価

1 第三者評価としての政策レベルのODA評価の目的の重点化と中期的な評価計画の策定・実施

提言

政策レベルのODA評価実施において時間的、予算的及び人的制約がある中で、評価の有益性を最大限に高めるため、「ODA政策形成へのフィードバック」を重点とし、評価範囲・視点の絞り込みを行い質を向上させ、その結果としてアカウンタビリティの更なる向上を目指すアプローチへの移行が求められる。

評価結果の活用を国際協力局関係各課で意識づけし、より良いタイミングで評価を実施するため、中期的な評価計画を策定することは有効である。



フォローアップ状況

- 2016年7月、対応策に掲げた外務省関係者による会議を実施し、同年度評価案件について認識の共有を図った。
- 2017年度ODA評価実施案件選定に際しては、関係各課室からの要望聴取等を行った後、中期的な評価計画を策定した。また各案件毎の適正評価規模及び予算について議論していく方針。

2 「目標体系図（ロジックモデル）」の活用強化による評価可能性及び政策へのフィードバックと説明責任の向上

提言

政策形成段階で目標体系図が作成され、評価者がその目標体系図に基づいて実績を検証することで、評価可能性を高めるとともに、計画に対する実績のアカウンタビリティの強化を図り、政策へのフィードバックに資する評価結果・提言の向上につながることを期待される。加えて、政策形成段階で国別援助方針や分野別・重点課題別政策/イニシアティブの目標体系図を作成し、可視化することで、どのプロジェクトがどの協力プログラムに位置づけられ、どの協力プログラムがどの政策目標につながるのかが明確になる。



フォローアップ状況

- ODA評価室では、政策レベルのODA評価に携わる立場から政策立案者である国際協力局に対してODAの実質的付加価値を高める「目標体系図（ロジックモデル）」の活用強化及び指標設定の重要性について提起・啓発を継続している。
- 国別開発協力方針の新規策定・改訂においてロジックモデルの重要性に関する認識を改めて確認した。その結果、目標体系図により政策、プログラム、プロジェクトの関係を可視化するなど、同方針別紙としてロジックモデルを明示する事業展開計画の整備が進んでいる。

3 JICAによる事業評価との連携と評価結果の効果的な活用による協力プログラムレベルでの検証の充実

提言

政策レベルのODA評価の「結果の有効性」の評価可能性及び評価の精度を向上するため、政策レベルのODA評価と事業レベルのODA評価の連携が不可欠である。JICAと連携して、JICAで実施し、蓄積された案件別事後評価の結果を効果的に活用し、協力プログラムレベルでの「結果の有効性」の検証を充実させることが求められる。これを通じて重点分野の達成度検証のための指標の設定・充実につながることも期待される。



フォローアップ状況

- 2016年6月に改訂したODA評価ガイドライン第10版に「JICAで実施している事業評価結果のデータ・情報を効果的に活用し、協力プログラム・レベルでの検証を充実させることが望ましい。」との記載を追加したほか、ODA評価に関心を有するコンサルタントの意識を啓発するよう努めている。また外務省内での問題意識を再確認するとともに2017年度からはODA評価結果報告会に外務省・JICAの連携を通じて評価部関係者を新たに招き情報提供するなど、プログラム・レベルの評価の強化を働きかけている。

4 ODA評価ガイドラインへの提言

提言

ODA評価ガイドラインにおいて、評価範囲・項目の絞り込み、第三者評価の評価者の位置づけ・資質の明確化、目標体系図に基づく結果の有効性及びプロセスの適切性の分析の強化、定量的な分析の標準化、外交の視点からの評価の向上、情報源の多様化による評価の質の向上、についてより具体的なポイントを示すことが求められる。



フォローアップ状況

- ODA評価ガイドライン第10版に基づき実施した2016年度外務省ODA評価（第三者評価）の結果等を踏まえつつ、より適切なODA評価制度となるよう、「外交の視点からの評価」の検証項目ツールの拡充について検討を重ねた（継続中）。

5 政策レベルのODA評価による提言のフィードバック及び活用の強化

提言

評価結果の活用の強化のため、利便性の高い執務参考資料としてODA評価の横断的な分析結果を留意点等などとして取りまとめるとともに、評価結果のフィードバックセミナーによる関係者との評価結果の共有の促進が求められる。



フォローアップ状況

- 過去のODA評価案件の成果を纏めた情報を外務省内ホームページのODA評価室部分に執務参考資料として掲載の上、関係各課に活用を促した。今後とも、ODA実施の実体を踏まえ利用者の声に耳を傾けつつ、問題意識を持って同ホームページの充実に努めている。
- 各案件毎の検討会等を通じて国際協力局及びJICA関係者に詳細なフィードバックを行うほか、2015年度より新たに評価結果報告会を実施の上、評価主任による国際協力局幹部に評価結果のフィードバックを行うことで評価結果の活用の強化に努めている。
- 評価実施3年目以降も、それまでの対応が十分でないと認められる案件や、中長期的な取り組みが必要な提言等について簡潔にとりまとめた資料を作成の上、関係者に広く配布・共有しており、フォローアップ会議の機会などに引き続き関係者に対応を促している。

参考資料

ODA 評価実績一覧 外務省（2004 ～ 2016 年度）	58
ODA 評価年表	63
略語表	64
関連ウェブサイト・資料	65

本章では、参考資料として最近約10年間の外務省ODA評価実績の一覧、ODA評価に関する年表、本報告書中で用いられている略語表及びODA評価関連サイト・資料のURLを紹介しています。報告書掲載以前の外務省によるODA評価実績については、外務省ホームページで御覧いただけます。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html)

外務省（2004～2016年度）

2004年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	ラオス国別評価	第三者
	ウズベキスタン・カザフスタン国別評価	第三者
	バングラデシュ国別評価	第三者
	エチオピア国別評価	第三者
重点課題別評価	教育関連MDGs達成に向けた日本の取り組み評価	第三者
	保健関連MDGs達成に向けた日本の取組評価	第三者
	対人地雷対策支援政策評価	第三者
セクター別評価	対モロッコ支援に関するユニセフとの合同評価	他ドナー（UNICEF）との合同
	ホンジュラス首都圏及び主要幹線上の橋梁建設プログラム評価	被援助国政府・機関等
スキーム別評価	調整融資のレビュー ー構造調整借款及びセクター調整借款の概観ー	第三者
	「日本NGO支援無償資金協力」スキームの評価	NGOとの合同
	一般財政支援に関する米国との合同事例研究 （東ティモール）	第三者
	ボリビア草の根・人間の安全保障無償資金協力評価	被援助国政府・機関等

2005年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	カンボジア国別評価	第三者
	ケニア国別評価	第三者
	タンザニア国別評価	第三者
	セネガル国別評価	第三者
重点課題別評価	貧困削減に関する我が国ODAの評価	第三者
	平和の構築に向けた我が国の取組の評価	第三者
セクター別評価	バングラデシュインフラ分野における被援助国との合同評価	被援助国との合同
	ベトナム紅河デルタ地域運輸交通インフラ開発プログラムの評価	被援助国との合同
	フィリピン教育分野評価	NGOとの合同
	モンゴル教育分野における評価	被援助国政府・機関等
スキーム別評価	草の根・人間の安全保障無償資金協力評価	第三者
	一般財政支援（タンザニアPRBS、ベトナムPRSC）のレビュー	第三者
	ザンビア・ノン・プロジェクト無償資金協力評価	被援助国政府・機関等

2006年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	ザンビア国別評価	第三者
	ブータン国別評価	第三者
	ベトナム国別評価	第三者
	マダガスカル国別評価	第三者
	モロッコ国別評価	第三者
重点課題別評価	農業・農村開発に関わる我が国ODAの評価	第三者
	地球的規模の問題への取組（環境・森林保全）	第三者
	地域協力への支援に関する我が国の取組の評価 （対中米地域協力を事例として）	第三者
セクター別評価	タイ保健分野評価	NGOとの合同
	サモアの教育分野に対する日本のODA評価	被援助国政府・機関等
	スリランカの道路・橋梁整備に対する日本のODAに関する評価	被援助国政府・機関等
スキーム別評価	開発調査	第三者
	草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームの評価 （アフガニスタン）	被援助国政府・機関等
その他の評価	開発途上国の評価能力構築に向けたドナー支援にかかる状況調査	DACとの連携

2007年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	インドネシア国別評価	第三者
	スリランカ国別評価	第三者
	中国国別評価	第三者
	チュニジア国別評価	第三者
	ニカラグア国別評価	第三者
	モンゴル国別評価	第三者
重点課題別評価	「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」に関する評価	第三者
	「TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取り組み」の評価	第三者
セクター別評価	「保健分野における日米パートナーシップ」に関するUSAIDとの合同評価	他ドナー（米国）との合同
	対マレーシア支援の取組評価	被援助国政府・機関等
	アフリカにおける平和の構築に関する我が国の取組の評価	被援助国政府・機関等
	我が国のエルサルバドル東部開発への取組の評価	被援助国政府・機関等

2008年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	モザンビーク国別評価	第三者
	エクアドル国別評価	第三者
	太平洋島嶼国国別評価	第三者
	ルーマニア／ブルガリア国別評価	第三者
	トルコ国別評価	第三者
重点課題別評価	日本の津波支援の評価	第三者
	保健・医療分野支援の評価	第三者
	「日本水協力イニシアティブ」及び「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」の評価	第三者
セクター別評価	ラオス教育分野の評価	第三者 (NGOとの合同)
	エジプトの上水道管理運営能力向上に対する日本のODA及びエジプトの浄水場整備に対する日本のODA評価	被援助国政府・機関等
	東ティモールの平和構築プロセスにおける日本の貢献の評価と平和協力の課題	被援助国政府・機関等

2009年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	バングラデシュ国別評価	第三者
	エチオピア国別評価	第三者
	インド国別評価	第三者
	ブラジル国別評価	第三者
	ガーナ国別評価	第三者
セクター別評価	アフガニスタンにおける教育セクターの日本の援助の評価	被援助国政府・機関等
	グアテマラの保健・水セクターに対する日本のODAの評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	「国際機関経由の援助：人間の安全保障基金」の評価	第三者
	過去のODA評価案件のレビュー	第三者

2010年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	ボリビア国別評価	第三者
	エジプト国別評価	第三者
	マレーシア国別評価	第三者
	フィリピン国別評価	第三者
	ウガンダ国別評価	第三者
重点課題別評価	平和構築のための支援の評価（東ティモール）	第三者
スキーム別評価	日本NGO連携無償資金協力の評価（カンボジア）	第三者
セクター別評価	バングラデシュの運輸セクターにおける日本のODAに対する評価	被援助国政府・機関等
	セネガルの水分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	「パリ宣言」の実施状況：ドナー本部評価（日本）	第三者

2011年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	タイ国別評価	第三者
	ペルー国別評価	第三者
	中央アジア3か国に対する市場経済化支援の評価	第三者
重点課題別評価	貿易のための援助の評価	第三者
スキーム別評価	研修員受入事業の評価	第三者
	食糧援助（KR）の評価	第三者
	水産無償資金協力に関する評価	第三者
セクター別評価	セネガルにおける教育分野協力(職業訓練分野)の評価	第三者
	モザンビークの教育分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等

2012年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	ネパール国別評価	第三者
	キューバ国別評価	第三者
	パレスチナ自治区に対する支援の評価	第三者
	マラウイ国別評価	第三者
重点課題別評価	ジェンダー平等政策・制度支援の評価	第三者
	三角協力の評価	第三者
スキーム別評価	国際緊急援助隊の評価	第三者
セクター別評価	カンボジア保健医療分野支援の評価	第三者

2013年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	ラオス国別評価	第三者
	スリランカ国別評価	第三者
	コロンビア国別評価	第三者
重点課題別評価	防災協力イニシアティブの評価	第三者
スキーム別評価	貧困削減戦略支援無償の評価	第三者
セクター別評価	ベトナム都市交通セクターへの支援の評価	第三者
	ベトナムの保健医療分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	アフリカン・ミレニアム・ビレッジ・イニシアティブへの支援の評価	第三者
	開発人材育成及び開発教育支援の評価	第三者

2014年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	メコン地域のODA案件に関わる日本の取組の評価	第三者
	パキスタン国別評価	第三者
	ケニア国別評価	第三者
重点課題別評価	法制度整備支援の評価	第三者
	緊急事態における日本の人道支援の評価	第三者
	保健関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価	第三者
スキーム別評価	相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価	第三者
セクター別評価	タイの農業・農村開発分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	草の根技術協力に関する評価	第三者
	過去のODA評価案件（2003～2013年度）のレビュー	第三者

2015年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	ベトナム国別評価	第三者
	太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価	第三者
	コーカサス諸国への支援の評価	第三者
	モロッコ国別評価	第三者
重点課題別評価	環境関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価	第三者
	「日本の教育協力政策2011-2015」の評価	第三者
スキーム別評価	債務免除の評価	第三者
セクター別評価	フィリピンの防災分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	ODAにおけるPDCAサイクルの評価	第三者

2016年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	タンザニア国別評価	第三者
	パラグアイ国別評価	第三者
重点課題別評価	環境汚染対策の日本の取組の評価	第三者
スキーム別評価	無償資金協力「日本方式」の普及の評価	第三者
セクター別評価	タイの産業人材育成分野への支援の評価	第三者
セクター別評価	ウルグアイの林業分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等

外務省		JICA	国際社会
1975		事後評価活動開始 (旧OECE)	
1981	経済協力局内に「経済協力評価委員会」設置、事後評価開始	「評価検討委員会」設置 事後評価専門部署設置 (旧OECE)	DAC 開発評価ネットワークの前身発足
1982	「経済協力評価報告書」公表開始	事後評価活動開始	
1984	経済協力局内にODA評価部署設置		
1986	「援助評価検討部会」設置		
1988		事業評価専門部署設置	
1991		「円借款案件事後評価報告書」の公表開始 (旧OECE)	DAC「評価5項目」提唱
1992	日本政府、「ODA大綱」決定		
1995		「事業評価報告書」公表開始	
1996			DAC「新開発戦略」発表
1998			世界銀行「包括的開発フレームワーク (CDF)」発表
1999	「ODA中期政策」策定		
2000	「ODA評価体制の改善に関する報告書」を外務大臣に提出		国連「ミレニアム開発目標 (MDGs)」策定
2001	「ODA評価フィードバック内部連絡会議」設置	事前評価活動開始	
	「ODA評価研究会報告書」を外務大臣に提出	「事業評価報告書」を「事業評価年次報告書」に改称	
	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」成立 (政策評価法) 政策 (2002年施行)		
	「外部有識者評価フィードバック委員会」設置		
2002	「ODA改革15の具体策」発表	「円借款事後評価フィードバック委員会」設置 (旧JBIC)	
2003	政策評価法に基づく事前評価の開始		DAC「開発評価ネットワーク」に改称
	「ODA評価有識者会議」設置 (外部有識者評価フィードバック委員会を改組)		ローマ調和化ハイレベルフォーラム「ローマ調和化宣言」採択
	日本政府、「ODA大綱」改訂		
2005	新「ODA中期政策」策定		第2回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム (パリHLF)「パリ宣言」採択
2008		新JICA発足	第3回アクラHLF「アクラ行動計画」採択
		「外部有識者事業評価委員会」設置	
2010	「ODAのあり方に関する検討」最終とりまとめ発表		DAC「開発評価品質基準」策定
	「ODA評価有識者会議」を終了	「事業評価外部有識者委員会」設置 (外部有識者事業評価の改組)	
2011	ODA評価部署を国際協力局から大臣官房へ移管		第4回釜山HLF 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC) の設立に合意
	「経済協力評価報告書」を「ODA評価年次報告書」に改称		
2013		無償資金協力における開発課題別の標準的指標例の公開	
2014			GPEDC第1回ハイレベル会合の開催
2015	開発協力大綱の策定		「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択
2016	日本政府、「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」設置及び「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」策定		

略語	正式名称	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
EvalNet	Network on Development Evaluation	開発評価ネットワーク
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
GNI	Gross National Income	国民総所得
GPEDC	Global Partnership for Effective Development Co-operation	効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
HLF	High Level Forum	ハイレベルフォーラム
ICT	Information and Communications Technology	情報通信技術
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MDBs	Multilateral Development Banks	国際開発金融機関
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MOPAN	Multilateral Organisation Performance Assessment Network	国際機関評価ネットワーク
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
OECD	Overseas Economic Cooperation Fund	海外経済協力基金
PDCA	Plan, Do, Check, Act	計画・政策策定、実施、評価、反映・改善
PPP	Public Private Partnership	官民連携
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS	国連共同エイズ計画
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整(チーム)
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物・犯罪事務所
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WHO	World Health Organization	世界保健機関

サイト名	URL
外務省 ODA ホームページ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html
外務省/ ODA 評価	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html
政策評価ポータルサイト	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html
国際協力機構（JICA）/ 事業評価	http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html
経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク	http://www.oecd.org/dac/evaluation
国際機関評価ネットワーク（MOPAN）	http://www.mopanonline.org/
国連ミレニアム開発目標（MDGs）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html
持続可能な開発のための2030アジェンダ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html
持続開発可能な開発（SDGs）推進本部	http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201706/09sdgs.html
国連開発計画（UNDP）	http://www.undp.org
国連食糧農業機関（FAO）	http://www.fao.org
世界保健機関（WHO）	http://www.who.int
国連合同エイズ計画（UNAIDS）	http://www.unaids.org
国際通貨基金（IMF）	http://www.imf.org
世界銀行（World Bank）	http://www.worldbank.org
アジア開発銀行（ADB）	http://www.adb.org
アフリカ開発銀行（AfDB）	http://www.afdb.org
米国国際開発庁（USAID）	http://www.usaid.gov
英国国際開発省（DFID）	http://www.dfid.gov.uk
英国援助インパクト独立委員会（ICAI）	http://icai.independent.gov.uk/
フランス開発庁（AFD）	http://www.afd.fr
ドイツ経済協力開発省（BMZ）	http://www.bmz.de
ドイツ開発評価機関（Deval）	https://www.deval.org/en/home.html
スペイン国際開発協力庁（AECID）	http://www.aecid.es/ES
日本評価学会	http://evaluationjp.org
国連アジア太平洋統計研修所	http://www.unic.or.jp/info/un_agencies_japan/siap/
難民を助ける会	http://www.aarjapan.gr.jp/
BHN テレコム支援協議会	http://www.bhn.or.jp/official/
リボーン・京都	http://www.reborn-kyoto.org/

外務省資料	URL
開発協力大綱	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html
開発協力白書（従来の「ODA 白書」）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hakusyo.html
国別援助方針（従来の「国別援助計画」）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjoyo_donyu.html
ODA 評価ガイドライン（第10版）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000165804.pdf
ODA 評価年次報告書	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/index_hyouka02.html
国別データブック	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/kuni.html

ODA 評価年次報告書 2017

編集・発行 外務省

〒100-8919

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

照会先 外務省大臣官房ODA評価室

電話 (03) 3580-3311 (代)

FAX (03) 5501-8356
